

鳥取市バリアフリー基本構想（案）

令和7年3月
鳥 取 市

目次

1. 鳥取市基本構想の策定にあたって	1
1.1 策定の背景および目的	1
1.2 バリアフリー基本構想とは	2
1.3 位置づけ	3
1.4 計画期間	4
1.5 検討の進め方	5
2. バリアフリー化の基本理念・基本方針	7
3. 重点整備地区の設定	10
3.1 重点整備地区の位置づけ	10
3.2 重点整備地区の選定	11
3.3 重点整備地区の区域	13
3.4 生活関連施設・生活関連経路の設定	15
4. 特定事業・その他の事業	30
4.1 特定事業の設定の考え方	30
4.2 特定事業の内容	32
5. 基本構想の推進に向けた取り組み	122
6. 用語集	124

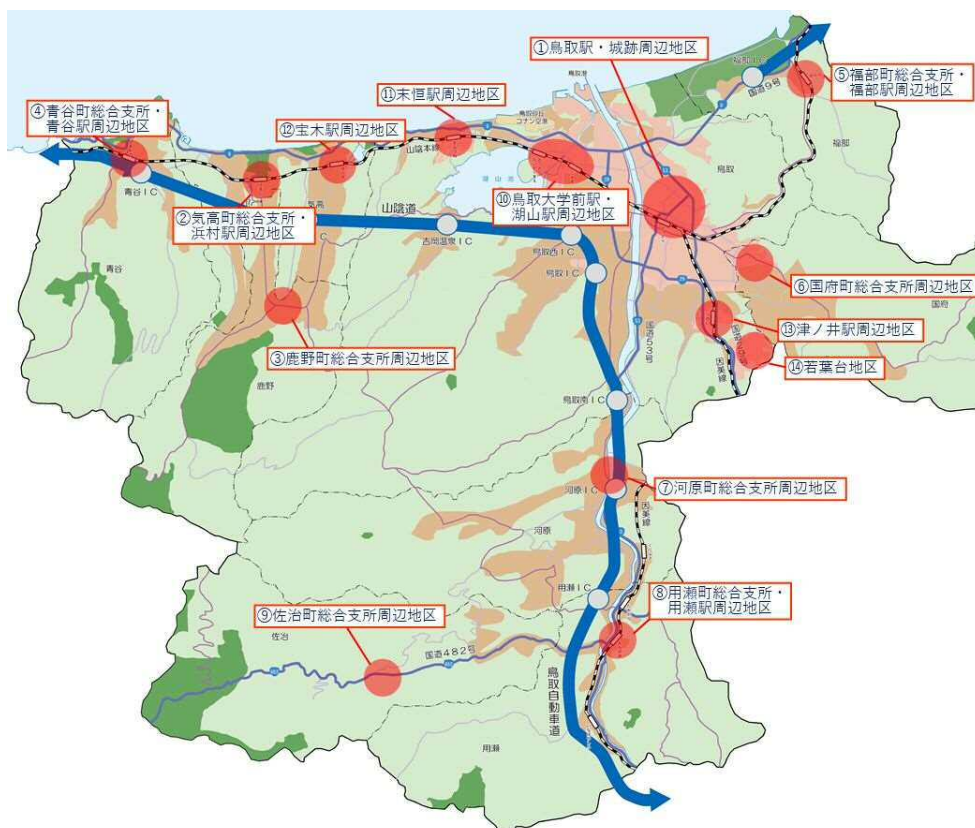
1. 鳥取市基本構想の策定にあたって

1.1 策定の背景および目的

本市では、交通バリアフリー法に基づき、平成14年に「鳥取市交通バリアフリー基本構想」を作成し、主に鳥取駅周辺地区において、高齢者や障がいのある人が歩行による移動経路上の支障を改善するための環境整備を推進してきました。

改正バリアフリー法（平成30年、令和2年）の趣旨を踏まえ、全面的なバリアフリー化の促進に向けた方針を示し、整備地区の見直しや、市全域のバリアフリー化を促進するための「鳥取市バリアフリーマスタープラン」（以下、「マスタープラン」という。）を令和5年3月に策定しました。「マスタープラン」では、面的・一体的なバリアフリー化を促進していく地区（移動等円滑化促進地区）として14地区を設定し、旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、商業施設や公園等の多様な来訪者が多い施設を生活関連施設として位置づけ、生活関連施設に訪れる人の利用頻度が高い経路を生活関連経路として設定しました。

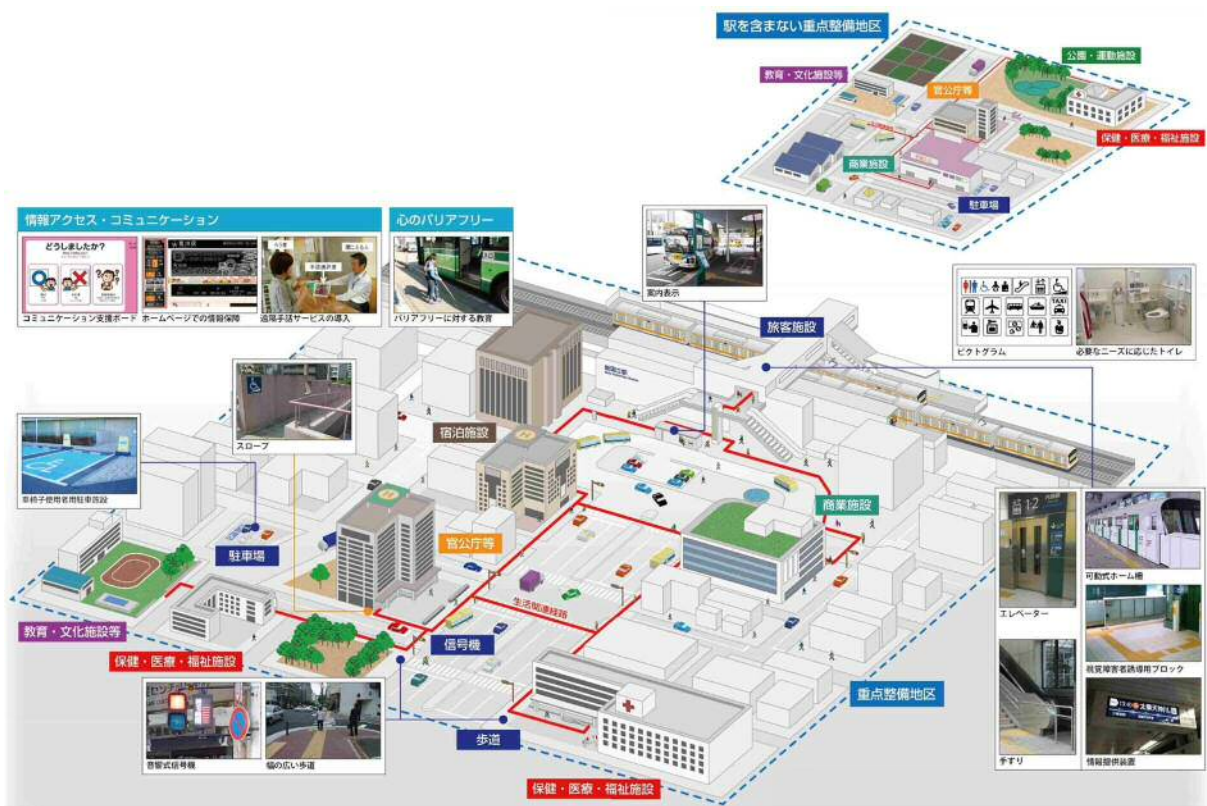
これを受けて、駅・道路・建物などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、高齢者や障がい者等が移動する際、施設を利用する際の利便性や安全性の向上が図られ、誰もが暮らしやすいまちづくりを行うための計画として「鳥取市バリアフリー基本構想」（以下、「本基本構想」という。）を策定することとしました。



鳥取市バリアフリーマスタープランにおける移動等円滑化促進地区（14地区）

1.2 バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、旅客施設等を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）を設定し、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成するものであり、既存の施設等のバリアフリー化と、相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設等多様な施設（生活関連施設）を結ぶ経路の面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的とするものです。



出典：移動円滑化等促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

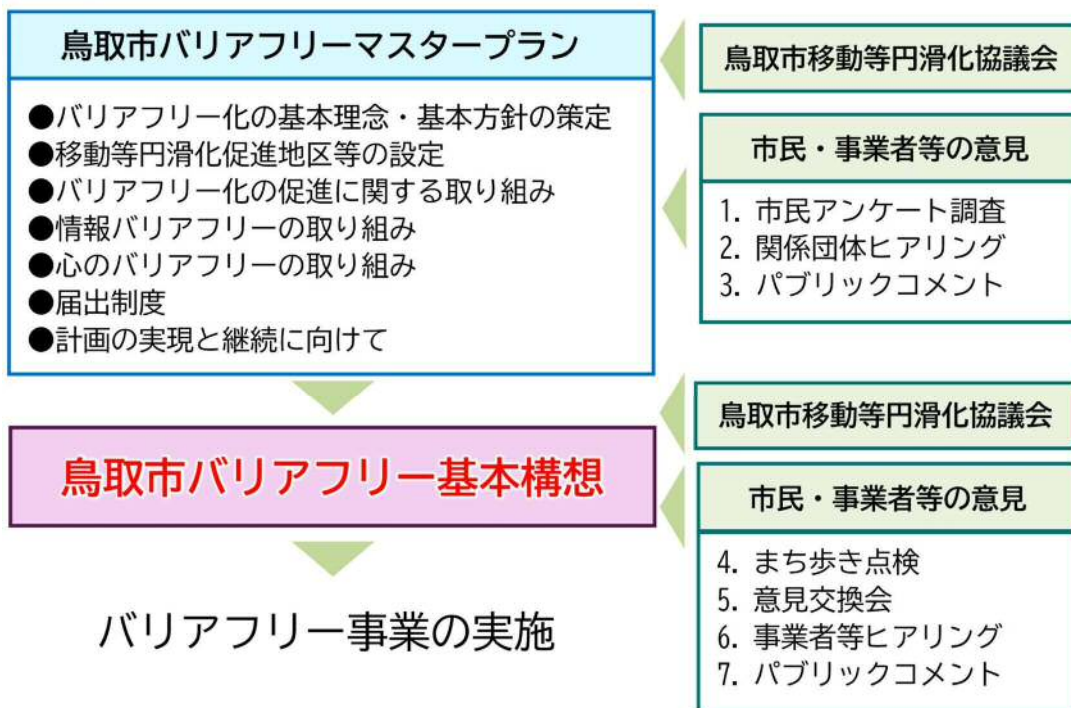
バリアフリー基本構想における重点整備地区のイメージ図

1.3 位置づけ

本基本構想は、令和5年3月に策定した「マスタープラン」を踏まえ、「第11次鳥取市総合計画」、「鳥取市都市計画マスタープラン」、「鳥取市中心市街地活性化基本計画」、「鳥取市地域福祉推進計画」等を上位関連計画として位置づけ、根拠法令や関連計画との連携を踏まえて、重点的かつ一体的にバリアフリー化を図る計画を示すものです。

本基本構想の作成により、「マスタープラン」と同様に本市が目指す方向性を踏まえ、みんなが支えあい誰もが安心・快適に自分らしく過ごせるまちづくりに向けて具体の事業を進めていきます。

国・県の法令等	鳥取市の上位計画・関連計画
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法） ●ユニバーサルデザイン政策大綱 ●鳥取県福祉のまちづくり条例 ●鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（あいサポート条例） ●鳥取県東部地域公共交通計画 	<p style="text-align: center;">＜上位計画＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第11次鳥取市総合計画 ●鳥取市都市計画マスタープラン ●鳥取市創生総合戦略 など <p style="text-align: center;">＜関連計画＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鳥取市中心市街地活性化計画 ●鳥取市地域福祉推進計画 ●鳥取市障がい者計画 ●鳥取市障がい福祉計画 ●鳥取市障がい児福祉計画 など



鳥取市バリアフリー基本構想の位置づけ

1.4 計画期間

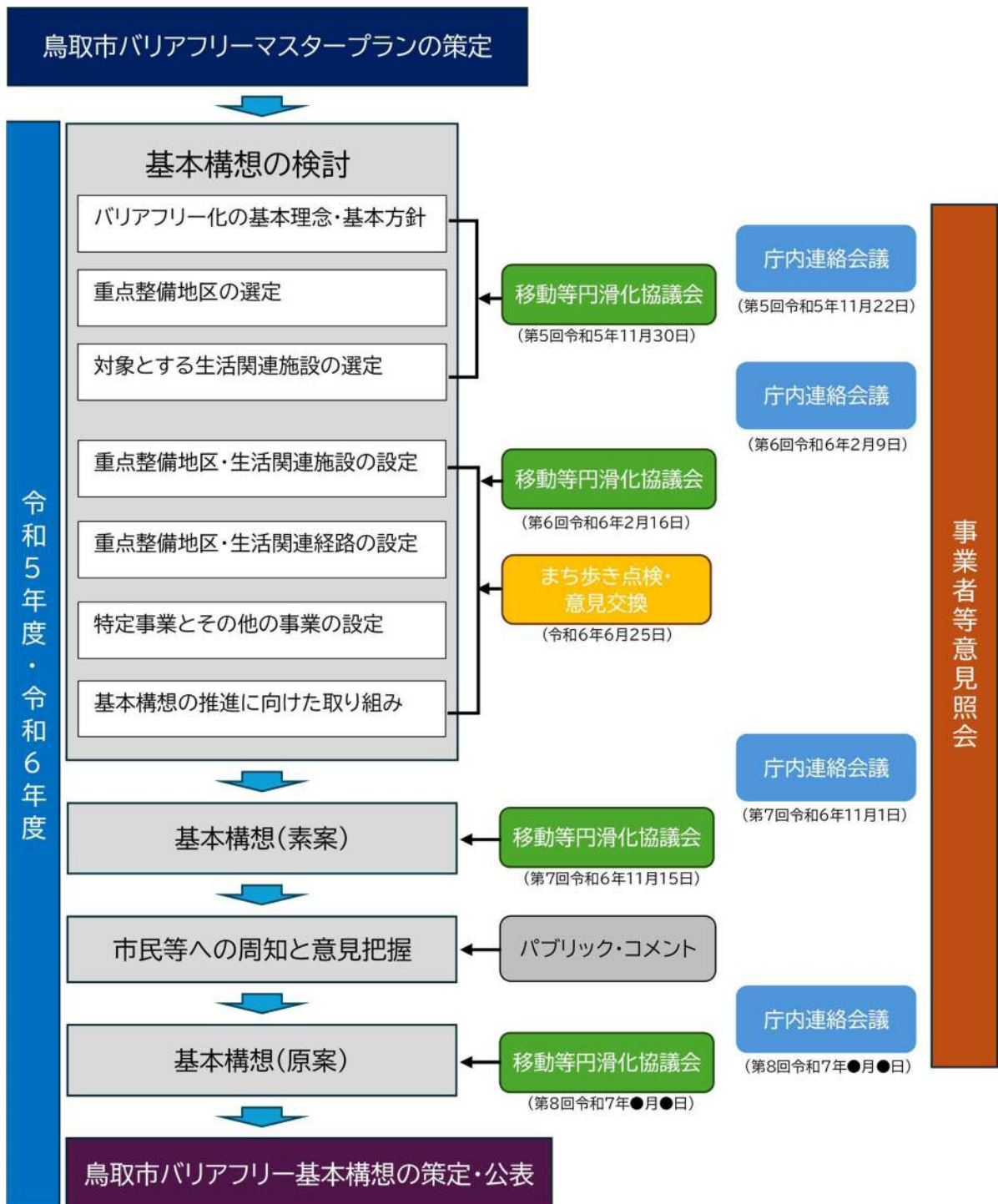
本基本構想は、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とします。その後、毎年、施策の進捗状況の調査を実施しつつ、国の方針やバリアフリーをとりまく動向等を踏まえ概ね5年を目途に見直しを行います。

計画期間：令和7（2025）年度～令和16（2034）年度

1.5 検討の進め方

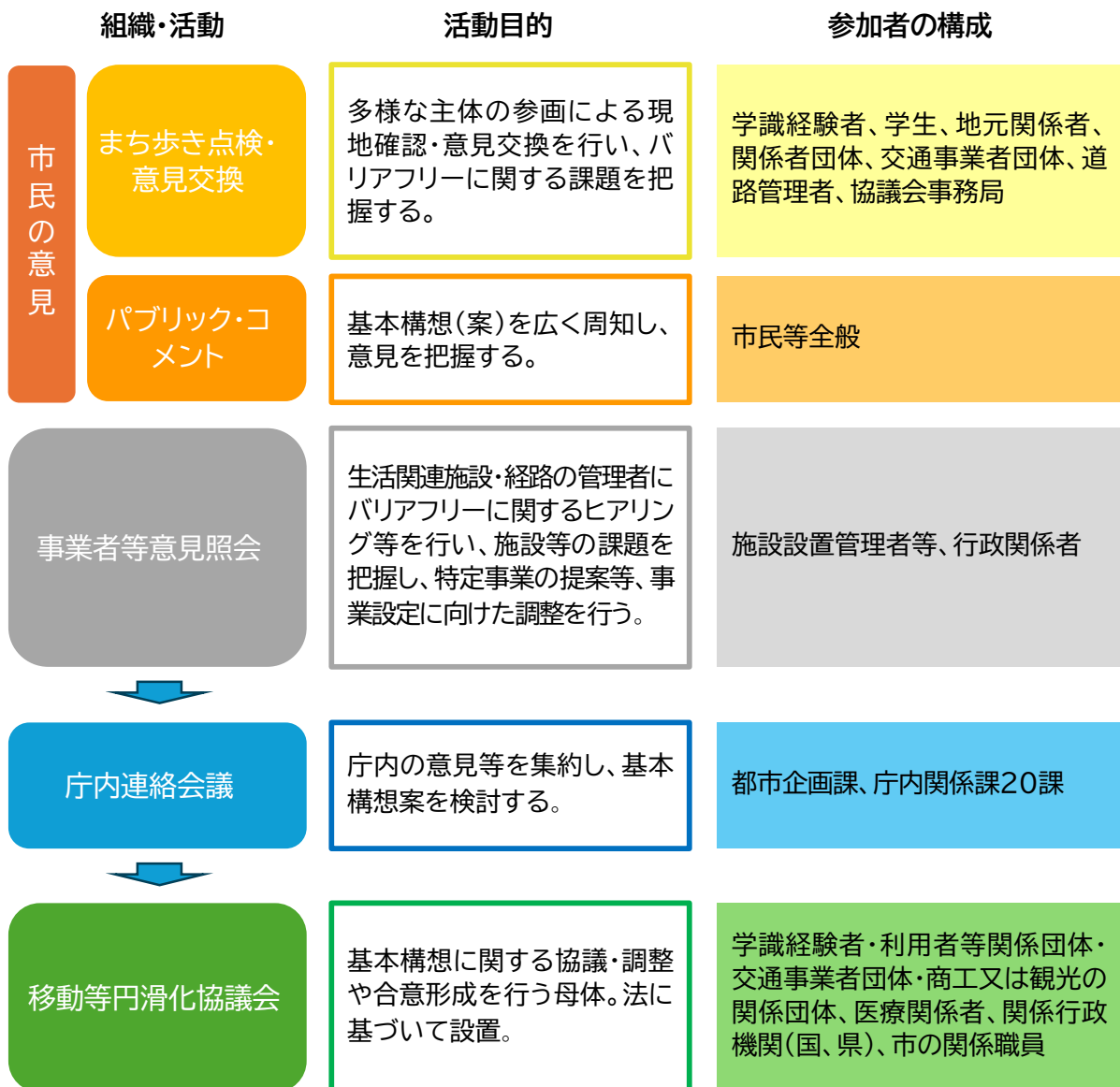
(1) 検討の流れ

本基本構想の検討は、「マスタープラン」で設定した基本理念・基本方針を踏襲しながら、優先的に整備すべき「重点整備地区」を選定し、地区内の生活関連施設、生活関連経路を設定し、事業者等と意見調整し、整備すべき事業を設定しました。また、まち歩き点検やパブリックコメントにより、市民や高齢者・障がい者の意見を参考に策定しました。



(2) 検討体制

基本構想の策定にあたり、移動等円滑化協議会を中心に、以下の体制で高齢者・障がい者等や施設設置管理者等（公共交通事業者、道路管理者、公園管理者及び建築主等）、広く市民の意見を収集する機会を設けて検討を進めました。



2. バリアフリー化の基本理念・基本方針

「マスタープラン」では、全市的なバリアフリー化を促進するため、「みんなが支え合い 誰もが安心・快適に自分らしく過ごせるまちづくり」を基本理念として掲げています。本基本構想においても、「マスタープラン」で設定した基本目標を踏襲するものとします。

■基本理念

みんなが支え合い
誰もが安心・快適に自分らしく過ごせるまちづくり

■基本方針

- (1)ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化の推進
- (2)バリアフリー化の展開
- (3)緊急性・重要度・実現性等に配慮したバリアフリー化の推進
- (4)緊急時にも対応可能な情報提供の充実
- (5)心のバリアフリーの推進

基本方針1：ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化の推進

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるようなまちづくりを推進します。

基本方針2：バリアフリー化の展開

安心・快適なまちづくりを推進していくために、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備・取り組みを全市域で展開していきます。

特に旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進していきます。また、施設整備においては、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等、多様な利用者の意見を反映していきます。

なお、バリアフリー化を促進するために、交通事業者や民間事業者等への各種補助制度の拡充等を検討します。

バリアフリー化推進の基盤となる公共交通、道路、建築物（施設）、公園・広場の基本的な取組方針は、次のとおりです。

①公共交通のバリアフリー化の基本方針

国の公共交通移動等円滑化基準に基づき、各交通事業者が必要なバリアフリー整備を行うとともに、バスやタクシーにおいては、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等が利用しやすい福祉車両の更なる導入を促進します。また、待合環境の整備や交通手段等の情報提供、社員教育の実施による乗務員の接遇・介助水準の向上により快適な移動の確保を推進します。

②道路のバリアフリー化の基本方針

車いす使用者を含むすべての歩行者が安全・快適に通行できるよう、道路の改良・修繕、交通安全施設の整備を推進します。

③建築物（施設）のバリアフリー化の基本方針

新築や建替え、増改築時においては、鳥取県福祉のまちづくり条例に沿った整備を行うとともに、既存施設においても、可能な限りバリアフリー化を推進します。

すべての人にとって使いやすいユニバーサルデザイン建築物の普及のため、「とっとりUD施設普及推進プログラム」の活用による施設整備を推進します。

④公園・広場のバリアフリー化の基本方針

だれもが安心・快適に公園を利用できるよう、園路の改良やバリアフリートイレの整備を推進します。

基本方針3：緊急性・重要度・実現性等に配慮したバリアフリー化の推進

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関・建築物・道路・路外駐車場・都市公園・信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進していきます。

重点整備地区以外でも、施設の改修や道路の改修工事等の機会に併せたバリアフリー整備を実施していきます。

基本方針4：緊急時にも対応可能な情報提供の充実

特に災害発生等の緊急時は、迅速な情報入手が重要であり、だれもが容易に情報を取得できるように、施設管理者による案内板設置や音声案内等の様々な手段での情報提供を推進します。

基本方針5：心のバリアフリーの推進

高齢者や障がい者、乳幼児連れ等が抱える困難さや不自由さを市民一人ひとりが理解し、互いに尊重し、支え合う心を育むため、社会全体でバリアフリー教育の充実や啓発・広報活動を推進します。

また、障がい者等と円滑に意思疎通を図るために、コミュニケーションツールの導入や手話通訳者・要約筆記者等の支援者の養成・派遣を推進していきます。

3. 重点整備地区の設定

3.1 重点整備地区の位置づけ

重点整備地区は、「マスタープラン」で位置づけた移動等円滑化促進地区のうち、旅客施設・建築物・道路・都市公園・信号機等について重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する地区のことです。

バリアフリー法において重点整備地区の要件は、以下のように定められています。

重点整備地区の要件

- ① 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ② 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ③ バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

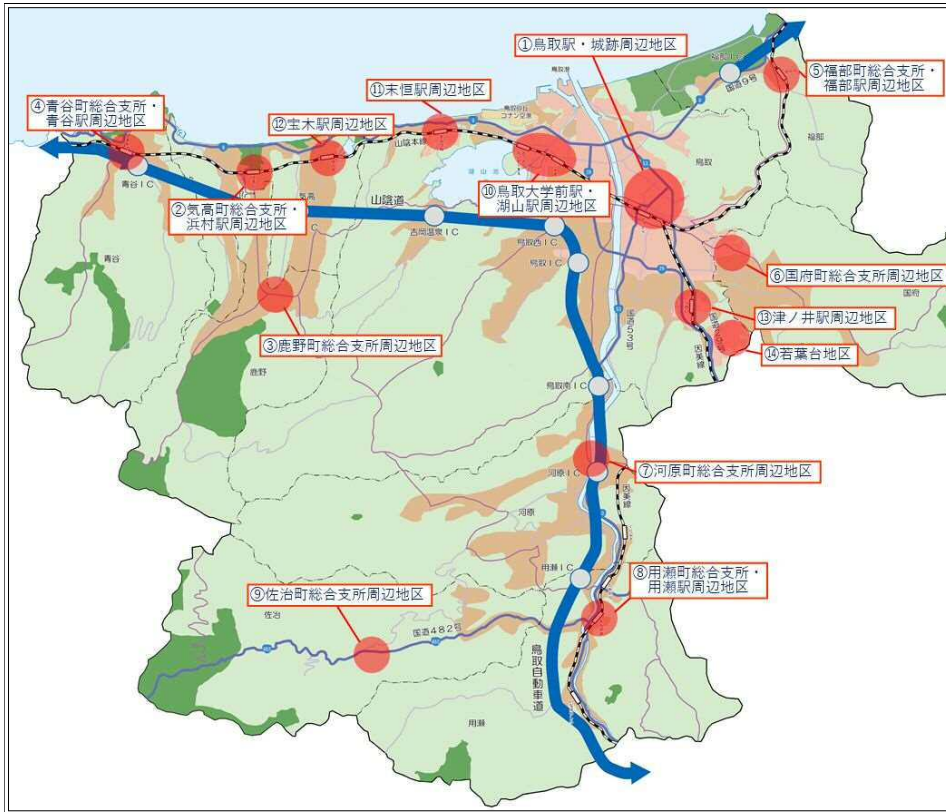


出典：移動円滑化等促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）
※ 一部加工

重点整備地区のイメージ図

3.2 重点整備地区の選定

優先的にバリアフリーを推進する重点整備地区を選定するため、移動等円滑化促進地区に位置づけた14地区について、「人口の集積度」、「公共交通の利便性」、「都市機能の集積度」の3つの評価視点に基づき比較を行いました。



■移動等円滑化促進地区（14地区）

① 鳥取駅・城跡周辺地区	● 用瀬町総合支所・用瀬駅周辺地区
② 気高町総合支所・浜村駅周辺地区	⑨ 佐治町総合支所周辺地区
③ 鹿野町総合支所周辺地区	⑩ 鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区
④ 青谷町総合支所・青谷駅周辺地区	⑪ 末恒駅周辺地区
⑤ 福部町総合支所・福部駅周辺地区	⑫ 宝木駅周辺地区
⑥ 国府町総合支所周辺地区	⑬ 津ノ井駅周辺地区
⑦ 河原町総合支所周辺地区	⑭ 若葉台地区

移動等円滑化促進地区

出典：鳥取市バリアフリーマスタープラン

その結果として、3つの評価視点のすべてを満たすなどの条件を踏まえて、鳥取駅・城跡周辺地区、鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区の2つの移動等円滑化促進地区を優先的にバリアフリーを推進する地区として選定しました。

なお、選定された地区内でバリアフリー化の重点整備を行う区域を重点整備地区として位置づけます。

3つの評価指標に基づいた比較結果

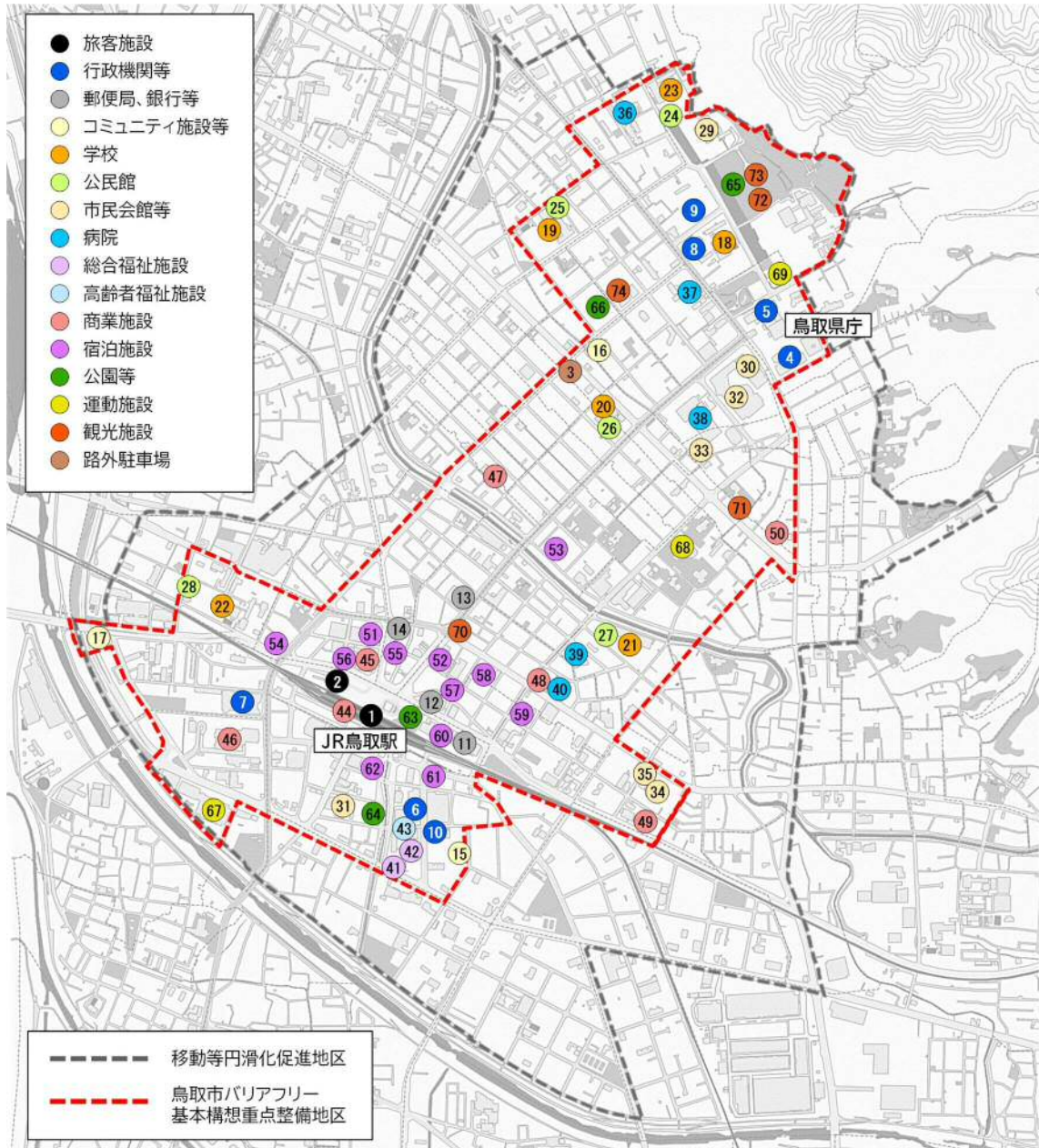
評価の視点	評価指標	移動等円滑化促進地区				
		①鳥取駅・城跡周辺地区	②気高町総合支所・浜村駅周辺地区	③鹿野町総合支所周辺地区	④青谷町総合支所・青谷駅周辺地区	⑤福部超総合支所・福部駅周辺地区
I. 人口の集積度が高い	●DID区域内または人口密度40人/ha以上であるか	DID区域内 38.4人/ha	DID区域外 15.7人/ha	DID区域外 10.5人/ha	DID区域外 11.6人/ha	DID区域外 3.7人/ha
II. 公共交通の利便性が高い	●1日平均乗降客数が3,000人以上の鉄道駅があるか	あり (10,370人/日)	なし (928人/日)	なし (鉄道駅なし)	なし (976人/日)	なし (150人/日)
	●ピーク時運行本数が片道3本/h以上のバス停があるか	あり (12箇所)	あり (1箇所)	あり (4箇所)	あり (5箇所)	なし
III. 都市機能の集積度が高い	●3種類以上の都市機能があるか	あり (9機能/9機能中)	あり (6機能/9機能中)	あり (8機能/9機能中)	あり (8機能/9機能中)	あり (5機能/9機能中)

評価の視点	評価指標	移動等円滑化促進地区				
		⑥国府町総合支所周辺地区	⑦河原町総合支所周辺地区	⑧用瀬町総合支所・用瀬駅周辺地区	⑨佐治町総合支所周辺地区	⑩鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区
I. 人口の集積度が高い	●DID区域内または人口密度40人/ha以上であるか	DID区域内 38.1人/ha	DID区域外 7.2人/ha	DID区域外 7.8人/ha	DID区域外 0.7人/ha	DID区域内 53.1人/ha
II. 公共交通の利便性が高い	●1日平均乗降客数が3,000人以上の鉄道駅があるか	なし (鉄道駅なし)	なし (鉄道駅なし)	なし (166人/日)	なし (鉄道駅なし)	あり (3,858人/日)
	●ピーク時運行本数が片道3本/h以上のバス停があるか	あり (3箇所)	あり (3箇所)	あり (2箇所)	なし	あり (4箇所)
III. 都市機能の集積度が高い	●3種類以上の都市機能があるか	あり (7機能/9機能中)	あり (8機能/9機能中)	あり (8機能/9機能中)	あり (6機能/9機能中)	あり (7機能/9機能中)

評価の視点	評価指標	移動等円滑化促進地区			
		⑪末恒駅周辺地区	⑫宝木駅周辺地区	⑬津ノ井駅周辺地区	⑭若葉台周辺地区
I. 人口の集積度が高い	●DID区域内または人口密度40人/ha以上であるか	DID区域外 28.2人/ha	DID区域外 7.0人/ha	DID区域外 31.6人/ha	DID区域外 26.7人/ha
II. 公共交通の利便性が高い	●1日平均乗降客数が3,000人以上の鉄道駅があるか	なし (972人/日)	なし (298人/日)	なし (1,156人/日)	なし (鉄道駅なし)
	●ピーク時運行本数が片道3本/h以上のバス停があるか	あり (1箇所)	なし	あり (2箇所)	あり (1箇所)
III. 都市機能の集積度が高い	●3種類以上の都市機能があるか	あり (7機能/9機能中)	あり (4機能/9機能中)	あり (7機能/9機能中)	あり (6機能/9機能中)

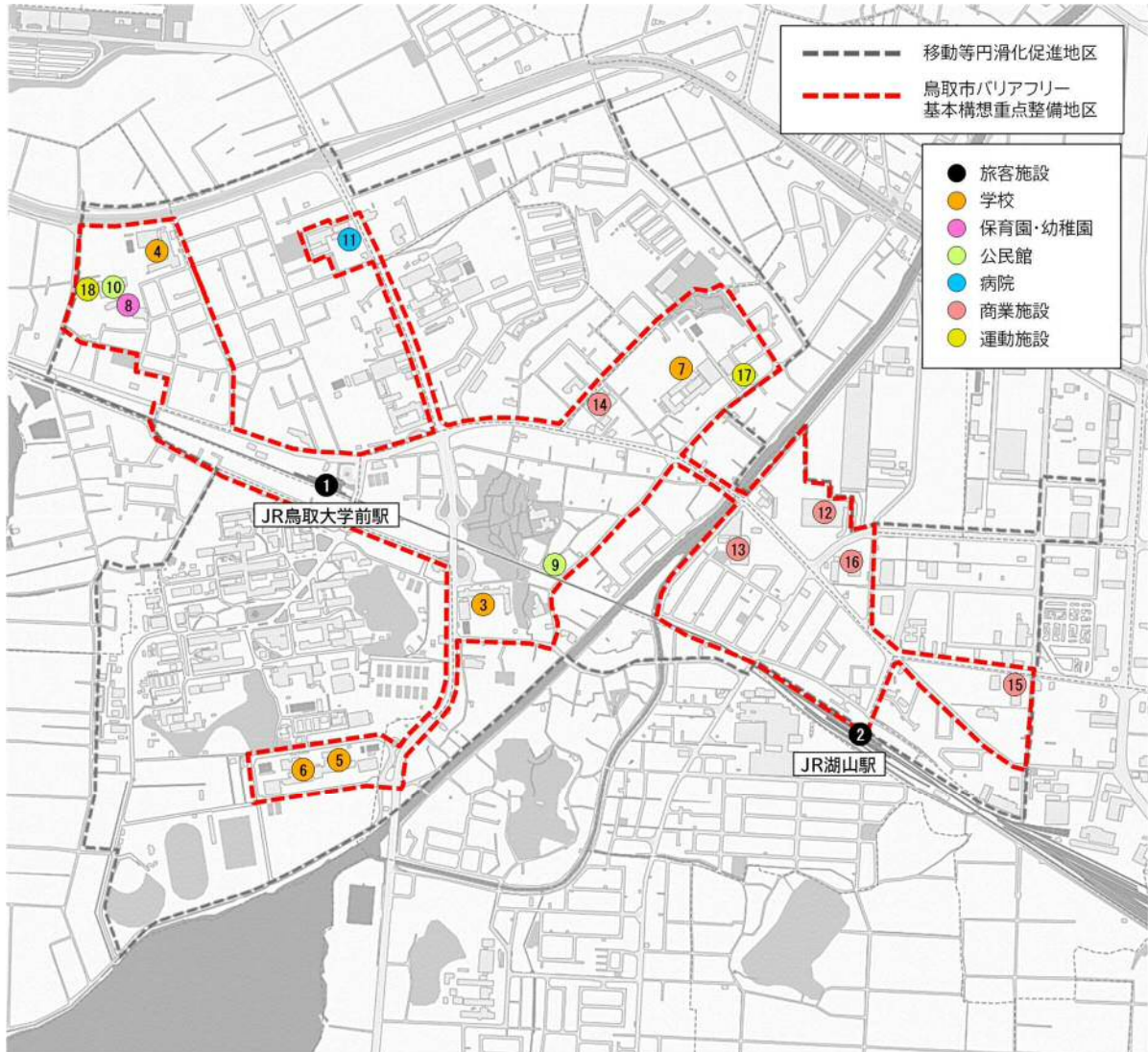
3.3 重点整備地区の区域

「鳥取駅・城跡周辺地区」、「鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区」の2地区について、「3.4 生活関連施設・生活関連経路の設定」で選定した生活関連施設を包含する範囲で、重点整備地区の区域を設定しました。



重点整備地区（鳥取駅・城跡周辺地区）

3. 重点整備地区の設定



重点整備地区（鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区）

3.4 生活関連施設・生活関連経路の設定

3.4.1 生活関連施設の選定

(1) 鳥取駅・城跡周辺地区

鳥取駅・城跡周辺地区で設定した生活関連施設の考え方（選定指標）は、以下に示すとおりです。また、選定結果は生活関連施設一覧に示しています。

施設選定指標

施 設		指 標
官公庁等	行政機関	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内
	郵便局、銀行	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内の本店機能施設
	コミュニティ施設	公的施設かつ不特定多数の人が利用する施設
教育・文化施設	学校	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内の小・中学校
	公民館	公的施設かつ不特定多数の人が利用する施設
	市民会館等	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内および公的施設かつ不特定多数の人が利用する施設
保健・医療・福祉施設	病院・総合福祉施設	不特定多数の人が利用する施設
	高齢者福祉施設	鳥取市高齢者福祉センター（市施設）（不特定多数の人が利用するため）
商業施設	商業施設	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内
宿泊施設	宿泊施設	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内の客室数 50 室以上の施設
公園・運動施設	公園等	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内の地区公園以上の公園及び近隣施設と一体的に利用されている公園
	運動施設	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内
その他施設	観光施設	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内
	路外駐車場	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内の公共の路外駐車場

※半径 500m：高齢者の一般的な徒歩圏

生活関連施設一覧（鳥取駅・城跡周辺地区）（1/2）

分類	施設名	
旅客施設	1	JR 鳥取駅
	2	鳥取バスターミナル
路外駐車場	3	市営片原駐車場
行政機関	4	鳥取県庁第二庁舎
	5	鳥取県庁本庁舎
	6	鳥取市役所駅南庁舎
	7	鳥取市役所本庁舎
	8	鳥取地方裁判所・鳥取家庭裁判所・鳥取簡易裁判所
	9	鳥取第1 地方合同庁舎
	10	鳥取地方法務局（鳥取第2 地方合同庁舎）
郵便局、銀行	11	鳥取中央郵便局
	12	鳥取銀行本店営業部
	13	山陰合同銀行鳥取営業部
	14	鳥取信用金庫本店営業部
コミュニティ施設等	15	ハローワーク鳥取（鳥取公共職業安定所）
	16	鳥取市福祉文化会館
	17	鳥取市人権交流プラザ
学校	18	久松小学校
	19	醇風小学校
	20	遷喬小学校
	21	日進小学校
	22	明德小学校
	23	北中学校
公民館	24	久松地区公民館
	25	醇風地区公民館
	26	遷喬地区公民館
	27	日進地区公民館
	28	明德地区公民館
市民会館等	29	県立博物館
	30	県立図書館
	31	県民ふれあい会館
	32	とりぎん文化会館
	33	鳥取市民会館
	34	鳥取市文化ホール
	35	鳥取市文化センター

生活関連施設一覧（鳥取駅・城跡周辺地区）（2/2）

分類	施設名
病院	36 渡辺病院
	37 上田病院
	38 鳥取赤十字病院
	39 鳥取産院
	40 鳥取生協病院
総合福祉施設	41 鳥取市障害者福祉センター(さわやか会館)
	42 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)
高齢者福祉施設	43 鳥取市高齢者福祉センター
商業施設	44 鳥取駅ショッピングプラザ(シャミネ)
	45 丸由百貨店
	46 イオン鳥取店
	47 エスマート川端店
	48 エスマート末広店
	49 ザグザグ吉方温泉店
	50 ドラッグストアエース 鳥取おうちだに店
宿泊施設	51 鳥取グリーンホテルモーリス
	52 グリーンリッチホテル鳥取駅前
	53 鳥取シティホテル
	54 スーパーホテル鳥取駅北口
	55 ホテルレッシュ鳥取駅前
	56 ホテルニューオータニ鳥取
	57 ホテルナショナル 本館・新館
	58 ホテル・アルファワン 鳥取
	59 ホテルモナーク鳥取
	60 鳥取ワシントンホテルプラザ
	61 東横 INN 鳥取駅南口
62 スーパーホテル鳥取駅前	
公園等	63 風紋広場
	64 沢井手公園
	65 久松公園
	66 西町緑地(わらべ夢ひろば)
運動施設	67 鳥取産業体育館
	68 鳥取市総合教育センター体育館
	69 鳥取市武道館
観光施設	70 まちパル鳥取(鳥取市ふるさと物産館)
	71 城下町とっとり交流館「高砂屋」
	72 宝扇庵
	73 仁風閣
	74 わらべ館

(2) 鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区

鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区で設定した生活関連施設の考え方（選定指標）は、以下に示すとおりです。また、選定結果は生活関連施設一覧に示しています。

施設選定指標

施 設		指 標
教育・文化施設	学校	J R鳥取大学前駅・JR 湖山駅より半径 500m圏※を結ぶ範囲内の小・中学校
	保育園・幼稚園	公的施設かつ障がい者等が利用する施設
	公民館	公的施設かつ不特定多数の人が利用する施設
保健・医療・福祉施設	病院	不特定多数の人が利用する施設
商業施設	商業施設	J R鳥取大学前駅・JR 湖山駅より半径 500m圏※を結ぶ範囲内
運動施設	運動施設	J R鳥取大学前駅・JR 湖山駅より半径 500m圏※を結ぶ範囲内および公的施設

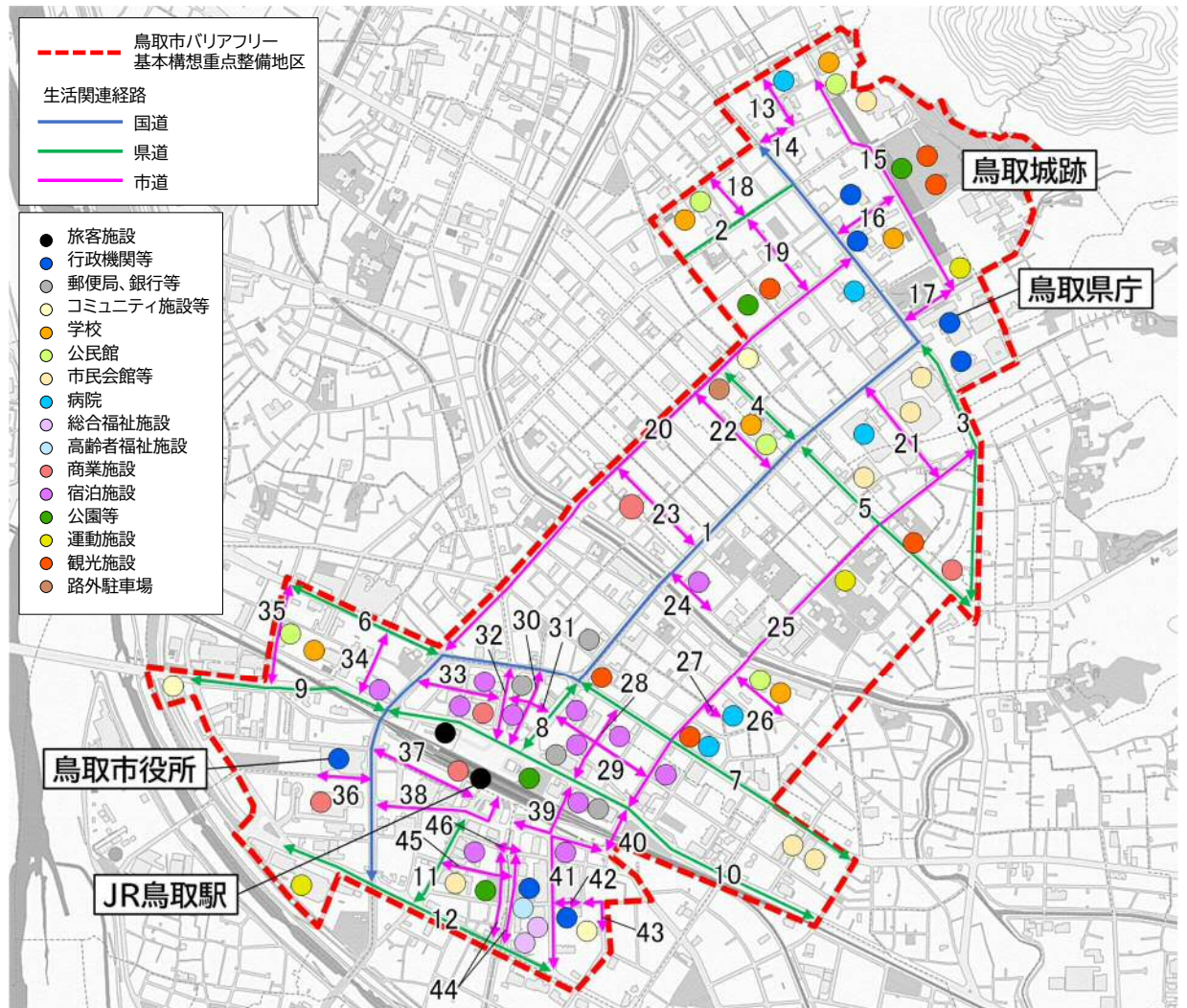
※半径 500m：高齢者の一般的な徒歩圏

生活関連施設一覧（鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区）

分類	施設名	
旅客施設	1	JR 鳥取大学前駅
	2	JR 湖山駅
学校	3	湖山小学校
	4	湖山西小学校
	5	鳥取大学附属小学校
	6	鳥取大学附属中学校
	7	湖東中学校
保育園・幼稚園	8	若草学園
公民館	9	湖山地区公民館
	10	湖山西地区公民館（鳥取市国際交流プラザ）
病院	11	尾崎病院
商業施設	12	サンマート湖山店
	13	マルイ湖山店
	14	エスマート湖山店
	15	ウェルネス湖山店
	16	ウェルネス湖山東店
運動施設	17	湖山体育館
	18	湖山西体育館

3.4.2 生活関連経路の設定

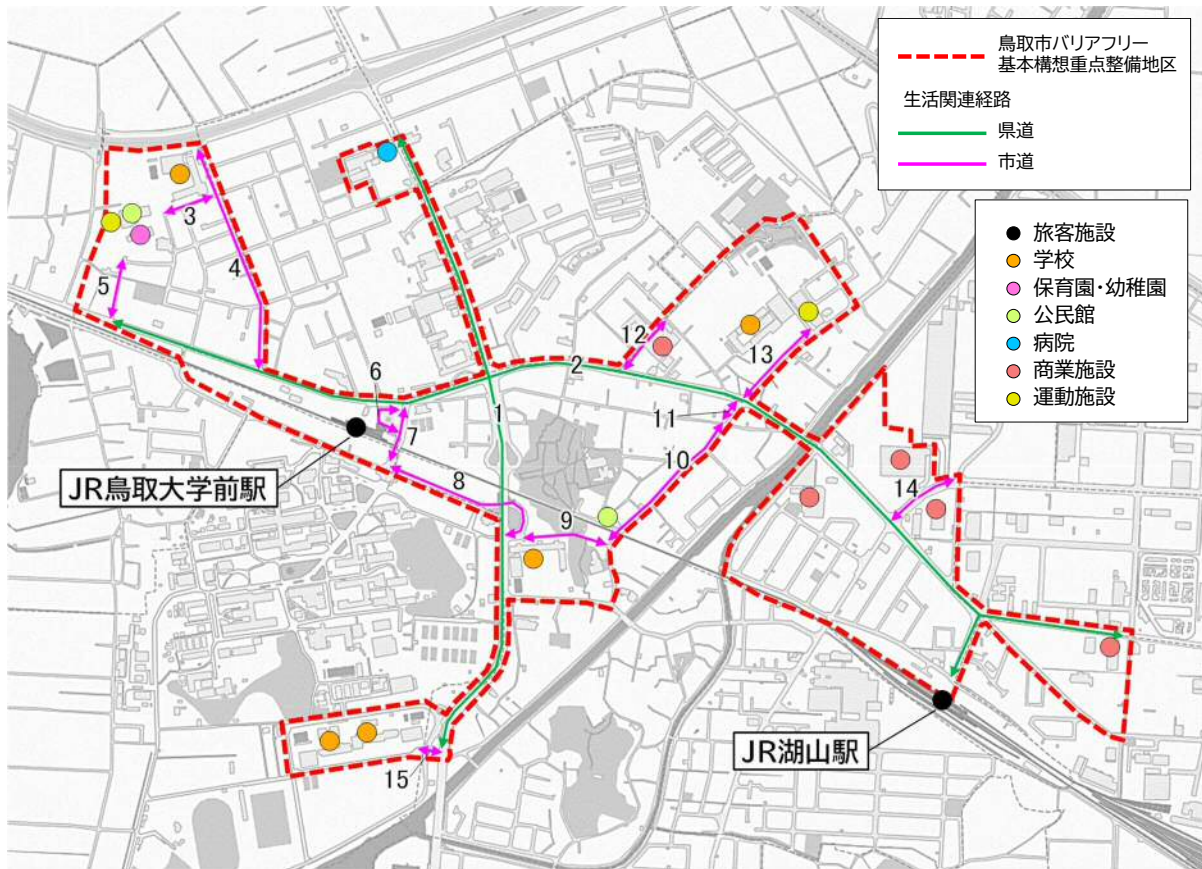
「マスタープラン」で設定した生活関連経路をもとに、選定した生活関連施設相互のアクセス動線が確保できるように重点整備地区内の生活関連経路を設定しました。



生活関連経路（鳥取駅・城跡周辺地区）

No	路線名	No	路線名	No	路線名	No	路線名
1	国道 53 号	13	市道 湯所東町1号線	25	市道 弥生橋通り	37	市道 扇幸町1号線
2	県道 西町鳥取停車場線	14	市道 東町南町1号線	26	市道 吉方温泉通り	38	市道 扇町線
3	県道 若葉台東町線	15	山の手通り	27	市道 末広吉方温泉3号線	39	市道 東品治富安1号線
4	県道 田島片原線	16	市道 東町9号線	28	市道 弥生永楽温泉1号線	40	市道 富安大路線
5	県道 樗谿公園線	17	市道 東町11号線	29	市道 永楽通り	41	市道 永楽富安線
6	県道 鳥取港線	18	市道 第二出合橋通り	30	市道 南北サンロード	42	市道 扇富安2号線
7	県道 鳥取国府線	19	市道 新蔵通り	31	市道 東西サンロード	43	市道 富安線
8	県道 鳥取停車場線	20	市道 智頭街道	32	市道 駅前太平線	44	市道 富安扇町線
9	県道 鳥取鹿野倉吉線	21	市道 掛出尚徳1号線	33	市道 今町4号線	45	市道 扇富安1号線
10	県道 鳥取福部線	22	市道 本町通り	34	市道 瓦町行徳1号線	46	市道 扇町3号線
11	県道 八坂鳥取停車場線	23	市道 川端通り	35	市道 行徳幸2号線		
12	県道 秋里吉方線	24	市道 桜土手通り	36	市道 天神町4号線		

3. 重点整備地区の設定



生活関連経路（鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区）

No	路線名
1	県道 鳥取空港布勢線
2	県道 伏野寛寺線
3	市道 湖山西14号線
4	市道 湖山幹線
5	市道 若草学園線
6	市道 大学駅前線
7	市道 大学線
8	市道 大学通り
9	市道 小学校線
10	市道 湖山南北1号線
11	市道 湖山北40号線
12	市道 湖山北26号線
13	市道 湖山賀露線
14	市道 湖山商栄線
15	市道 大学附属通り

3.4.3 生活関連施設・生活関連経路のバリアフリー化の推進

鉄道駅の旅客施設や建築物は、公共施設を中心にエレベーターや車いす使用者トイレなどバリアフリー化が図られていますが、オストメイト対応設備・乳幼児用設備等の充実や分かりやすさの向上などのバリアフリー化が求められます。また、築年数やバリアフリー状況がそれぞれ異なり、各施設の状況に応じて可能な対応を図ることが求められています。

選定した生活関連施設のバリアフリー化を推進するために、本基本構想において特定事業を設定し、特定事業計画にしたがって事業を実施することでバリアフリー化の促進を図ります。

3.4.4 現状把握

〈まち歩き点検・意見交換〉

① 目的

本市のバリアフリー化に関する問題点等を整理するため、関係者団体や施設管理者等で合同の現地調査を行い、鳥取大学前駅及び生活関連施設並びに生活関連経路の課題を把握し、現地調査で確認された意見を交換して、課題の把握・改善案を取りまとめます。

② 実施概要

鳥取大学前駅周辺を例にとり、駅舎や駅前広場、道路、建築物、駐車場について、現地を視察・点検する「まち歩き点検」を行いました。その後、参加者全員により、課題や改善策について情報共有を図るため意見交換を行いました。

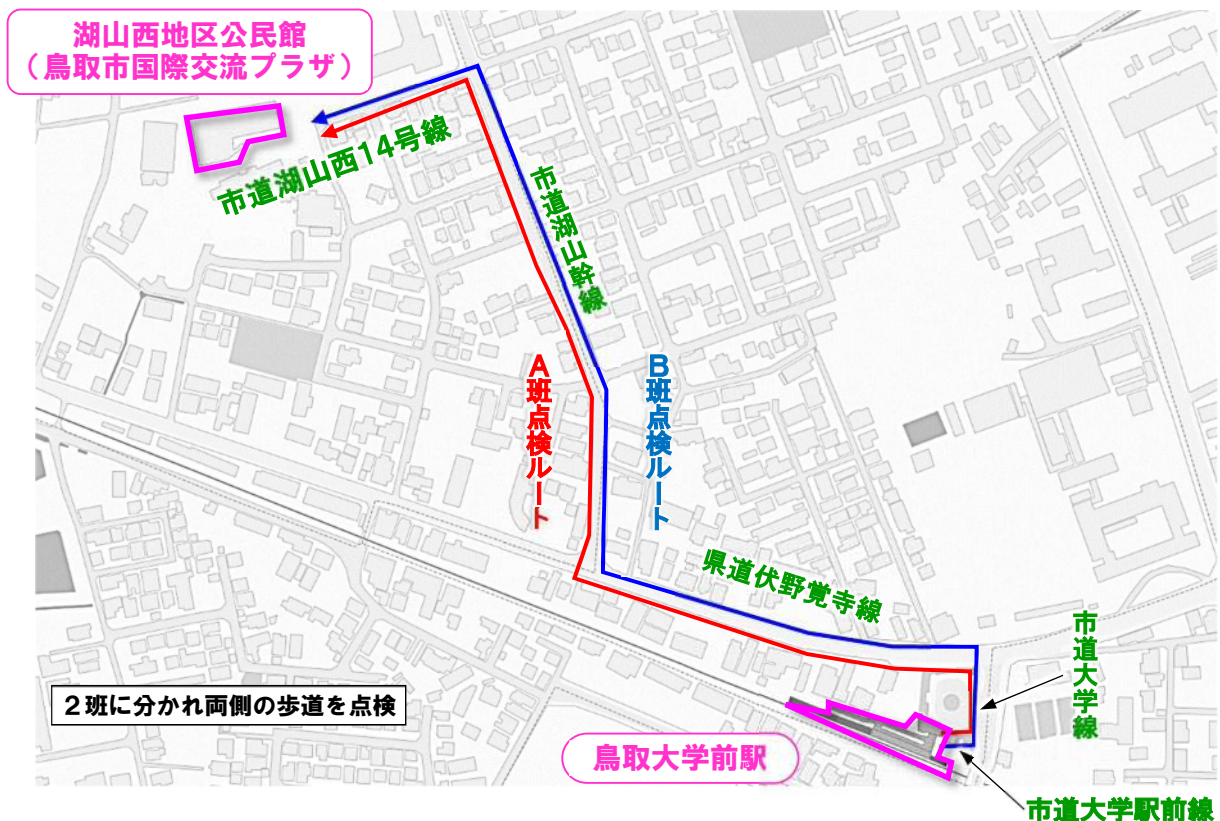
■日時

令和6年6月25日（火） 9:00～12:00

■点検箇所

施設	鳥取大学前駅、 湖山西地区公民館部分のみ
道路	市道大学駅前線→市道大学線→県道伏野覚寺線→市道湖山幹線 →市道湖山西14号線

■まち歩き点検ルート



■まち歩き点検 参加者名簿

区分	団 体 名
学識経験者	公立大学法人公立鳥取環境大学
	国立大学法人鳥取大学
学生	鳥取大学・持続性社会創生科学研究科（5名）
地元関係者	あけぼの町内会
	白鳥町内会
	大寺屋町内会
	大学前町内会
関係者団体	鳥取市老人クラブ連合会
	鳥取市身体障害者福祉協会連合会（2名）
	公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会（3名）
	鳥取県視覚障がい者東部支援センター
	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会（2名）
交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社山陰支社（2名）
道路管理者	鳥取県県土整備事務所計画調査課
	鳥取県県土整備事務所道路都市課
	鳥取県県土整備事務所維持管理課
	鳥取市都市整備部道路課（3名）
事務局	鳥取市都市整備部都市企画課（2名）
	バリアフリー基本構想業務受注者（4名）
合計	34名

※2班に分かれてまち歩き点検、意見交換会を実施

【現地点検の状況】



駅のホーム



駅のスロープ



駅舎



駅舎のトイレ付近



歩道



鳥取市国際交流プラザ

【意見交換会・発表の状況】



意見交換会（A班）



意見交換会（B班）







意見発表（A班）



意見発表（B班）

③ 主な意見

種類	意見内容 (○：良い点、▲：改善点)	写真
鉄道駅 (ホーム)	<p>▲電車とホームの間隙が空いており、段差があるので、つまづく危険性がある。</p> <p>▲電車の遅れ時は音声アナウンスのみなので、視覚で分かる案内があるとよい。</p> <p>▲スロープの点字ブロックが途切れている*。【写真】 ※旅客施設における国の「バリアフリー整備ガイドライン」によると、通路等が傾斜路（スロープ）のみの場合には傾斜路への線状ブロックの設置が必要とあり、鳥取大学前駅のような階段に併設する傾斜路では必須ではありませんが、参加者からの意見として記載しています。</p> <p>▲乗車口の位置を明確にしてほしい。</p>	 <p>写真</p>
鉄道駅 (駅舎)	<p>○改札口の幅が広く、通りやすい。 【写真1】</p> <p>○座布団が設置されており、高齢者などの利用者に優しい。</p> <p>▲券売機の位置が高く、車椅子の方へのサポートが必要。</p> <p>▲視覚障がい者や聴覚障がい者に対応した券売機が必要。</p> <p>▲トイレ内に呼び出し用の非常用ボタンや、緊急事態の情報を伝えるランプや音声設備の設置が望ましい。</p> <p>▲トイレ入口の男女案内のピクトグラムが見えづらいので、大きく見やすいものにしてほしい。 【写真2】</p>	 <p>写真1</p>  <p>写真2</p>
駅前 ロータリー	<p>○UDタクシーが待機している【写真1】</p> <p>▲放置自転車が歩道をふさいでいる。 【写真2】</p> <p>▲植樹帯の根っこが隆起し、歩道に段差があり危険。</p> <p>▲点字ブロックの色が薄いので、弱視の人には見えづらい。</p> <p>▲タクシー乗り場まで、屋根があった方が車椅子の方にも優しい。</p> <p>▲ロータリーの道路と歩道の間段差がある。</p>	 <p>写真1</p>  <p>写真2</p>

種類	意見内容 (○：良い点、▲：改善点)	写真
道路	<p>○県道は歩道が広く、段差も少ないので歩きやすい。【写真1】</p> <p>○県道と市道のT字路交差点に音響信号機が設置されている。</p> <p>▲市道の歩道が狭く、すれ違うことが困難。</p> <p>▲歩行者青信号が短く、高齢者や障がい者は渡りきれない。</p> <p>▲横断歩道でエスコートゾーン（横断歩道点字ライン）の設置がない。【写真2】</p> <p>▲市道は歩道が狭く点字ブロックがない。点字ブロック設置が難しい時は、交差点だけでもあると安心感が増す。</p> <p>▲車椅子やベビーカー用の歩道の切れ間（段差フリー）の箇所があるといい。</p>	 <p>写真1</p>  <p>写真2</p>
建築物 湖山西地区公民館（国際交流プラザ）	<p>○1F 多目的トイレは広く、ベンチが設置されている。【写真】</p> <p>▲身障者用トイレの電気のスイッチの場所が分かりづらい。できればライトは自動にしてほしい。</p> <p>▲エレベーターの幅が狭い</p> <p>▲1F 多目的トイレの照明スイッチが外にあり、分かりにくい。</p> <p>▲総合案内に点字ブロックがあるとよい。</p>	 <p>写真</p>
駐車場 湖山西地区公民館（国際交流プラザ）	<p>○十分な大きさの障がい者用駐車施設が設置されている。【写真】</p> <p>▲障がい者用駐車施設と分かりやすいようにカラーリングするとよい。</p>	 <p>写真</p>
心のバリアフリー	<p>○駅を利用の際、事前連絡をすれば、JR 職員のサポートが可能。</p> <p>○券売機に電話が設置され、オペレーターによる補助が可能。【写真】。</p> <p>▲自転車とのすれ違いが不安なため、自転車は車道を走るように呼びかける。</p>	 <p>写真</p>

④ まとめ

まち歩き点検および意見交換会を実施し、普段見逃しがちな視点や考え方を共有することができました。

鳥取大学前駅では、駅舎のトイレの設備不良や、電車の遅れ時は音声アナウンスのみで、視覚で分かる案内があるとよいなどの課題がありました。

鳥取大学前駅から鳥取市国際交流プラザまでの道路では、歩道の幅が広く、段差が少ないため歩きやすいといった意見があった一方で、市道は歩道が狭く車椅子が通りづらいなどの課題が挙がるなど、バリアフリー化の状況を把握することができました。

取りまとめた意見等は、特定事業を行う事業者に対して提案を行います。

4. 特定事業・その他の事業

4.1 特定事業の設定の考え方

『特定事業』は、重点整備地区の生活関連施設、生活関連経路のバリアフリー化を具体化するためのもので、基本構想における要です。特定事業には、バリアフリー法で定めるハード整備に関する6つの事業（公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業）とソフト対策に関する事業（教育啓発特定事業）があり、基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施する者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

また、特定事業以外の重点整備地区内におけるその他のハード事業やソフト事業については『その他事業』として位置付け、特定事業とあわせて事業を推進します。

■特定事業の内容

①公共交通特定事業

- ・特定旅客施設^{※1}におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- ・バリアフリー化のために特定車両^{※2}を底面の低いものとする等

②道路特定事業

- ・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置
- ・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）

③路外駐車場特定事業

- ・特定路外駐車場^{※3}におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備

④都市公園特定事業

- ・都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設^{※4}の整備

⑤建築物特定事業

- ・特定建築物^{※5}におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所敷地内の通路、駐車場その他の建築物またはその敷地に設けられる施設）の整備
- ・全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設^{※6}の整備

⑥交通安全特定事業

- ・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、

歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置 等)

- ・バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動 等）

⑦教育啓発特定事業

- ・移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業（学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障がい当事者によるセミナーや車いすサポート体験、高齢者疑似体験 等）の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催 等）
- ・移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（上に掲げる事業を除く）（障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車いす使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等）

※1 特定旅客施設：旅客施設（駅など）のうち、利用者が相当数であること
 ※2 特定車両：旅客の運送を行うために使用する車両（バスなど）のこと
 ※3 特定路外駐車場：駐車場法に規定する路外駐車場であって、自動車の用に供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの
 ※4 特定公園施設：移動円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設
 ※5 特定建築物：不特定多数の者又は主として高齢者、身体障がい者等が利用する施設のこと
 ※6 建築物特定施設：出入口、廊下、階段、エレベーターなど政令により定めるもの

公共交通特定事業
ノンステップバスの導入



ホームドアの設置等



道路特定事業
視覚障害者誘導用ブロックの設置



車道との段差解消



路外駐車場特定事業
車椅子使用者用駐車区画の整備等



都市公園特定事業
園路の段差解消
障害者対応型トイレの整備等



建築物特定事業
建築物内のエレベーター設置等の段差解消



障害者対応型トイレの整備



交通安全特定事業
音響式信号機
残り時間のわかる信号機



エスコートゾーンの設置



+ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業 (想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会 等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の利用疑似体験



タクシー事業者におけるユニバーサルマナー研修

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインの改訂について（国土交通省）
 特定事業のイメージ

4.2 特定事業の内容

特定事業として設定した事業を、重点整備地区別、事業別に以下に示します。

また、各事業において整備目標を、短期（令和7年度～令和11年度）、中期（令和12年度～令和16年度）、長期（令和17年度以降の対応を検討）として設定します。施設改修等にあわせて検討する事業については、「その他」としています。

(1) 鳥取駅・城跡周辺地区

公共交通

○ JR鳥取駅

[事業主体]西日本旅客鉄道株式会社

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7～	中期 R12～	長期 R17～	その他	
⑦	心のバリアフリー	駅や車両利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
		職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
● サービス介助士の取得		継続的に実施					
コミュニケーション支援ボードの設置		継続的に実施					
備考							

■ 特定事業(①～⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■ 実施時期
 短期:令和7年度～令和11年度
 中期:令和12年度～令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取バスターミナル

[事業主体]鳥取バスターミナル株式会社

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
①	—	令和7年度以降「駅周辺再整備事業」による再編予定であり、バリアフリー設置基準による整備を行う					
⑦	心のバリアフリー	施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
		職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
●							
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
- ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
- ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
- ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期








- 短 期:令和7年度~令和11年度
- 中 期:令和12年度~令和16年度
- 長 期:令和17年度以降の対応を検討
- その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

道路

○ 国道

(対象路線:国道 53 号)

[事業主体] 国土交通省 鳥取河川国道事務所

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
②	歩道等	車椅子使用者に配慮した横断歩道接続部や歩車道境界部の整備(段差、勾配)					*
		連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置					*
	バス停留所	バス停留所の快適な待合環境の整備(バス事業者との連携)					*
		乗降しやすいバス停留所への改修					*
⑦	普及・啓発	歩行者や自転車利用者への通行ルール・マナーの啓発の促進	継続的に実施 				
●	維持管理	舗装や路面標示、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、街路樹などの適切な維持管理の実施	継続的に実施 				
	案内設備・情報のバリアフリー	多様な利用者に配慮した見やすく分かりやすい案内表示の設置					*
備考							
* 各項目の具体的な事業内容や実施箇所等は、関係者と協議の上検討する。							

■ ■ 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
- ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
- ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
- ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■ 実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
- 中期:令和12年度~令和16年度
- 長期:令和17年度以降の対応を検討
- その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 県道

(対象路線:西町鳥取停車場線・若葉台東町線・田島片原線・樗谿公園線・鳥取停車場線・鳥取港線・鳥取国府線・鳥取福部線・鳥取鹿野倉吉線・八坂鳥取停車場線・秋里吉方線)

[事業主体]鳥取県

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
②	歩道等	平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間の整備	[Blue bar]				*
		水はけがよく、がたつきが生じにくい舗装の整備	[Blue bar]				*
		横断歩道接続部等や歩行者動線上には目の細かい水路蓋の設置	[Blue bar]				*
		歩道の車道に対する高さは十分な高さの確保(セミフラット型への改良)	[Blue bar]				*
		縁石は、車道等に対する高さが15cm以上を確保	[Blue bar]				*
		車両乗り入れ部は十分な幅員を確保	[Blue bar]				*
		交差点には、安全に信号待ちができる平坦な溜まり空間を確保	[Blue bar]				*
		車椅子使用者に配慮した横断歩道接続部や歩車道境界部の整備(段差、勾配)	[Blue bar]				*
			連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	[Blue bar]			
	バス停留所	乗降しやすいバス停留所への改修	[Blue bar]				*
⑦	普及・啓発	歩行者や自転車利用者への通行ルール・マナーの啓発の促進	継続的に実施 →				
●	維持管理	舗装や路面標示、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、街路樹などの適切な維持管理の実施	継続的に実施 →				
	案内設備・情報のバリアフリー	多様な利用者に配慮した見やすく分かりやすい案内表示の設置	[Blue bar]				*
備考							
* 各項目の具体的な事業内容や実施箇所等は、関係者と協議の上検討する。							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 市道

(対象路線:弥生橋通り・弥生永楽温泉1号線・末広吉方温泉3号線・本町通り・富安大路線・富安線・富安扇町線・南北サンロード・湯所東町1号線・東品治富安1号線・東町南町1号線・東町9号線・東町11号線・東西サンロード・天神町4号線・智頭街道・第二出合橋通り・扇富安2号線・扇富安1号線・扇町線・扇町3号線・扇幸町1号線・川端通り・新蔵通り・山の手通り・桜土手通り・今町4号線・行徳幸2号線・吉方温泉通り・吉方温泉1号線・瓦町行徳1号線・掛出尚徳1号線・駅前太平線・永楽富安線・永楽通り)

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
②	歩道等	平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間の整備の検討	■	■	■		*
		歩道の無い区間における、外側線の整備の検討	■	■	■		*
		水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装の整備の検討	■	■	■		*
		横断歩道接続部等、歩行者動線上に水路蓋などを設置しないよう留意する	■	■	■		*
		マウントアップ型の歩道についてセミフラット型への改良(標準高さ 5cm)	■	■	■		*
		縁石は、車道等に対する高さが 15cm 以上を確保	■	■	■		*
		車両乗り入れ部は十分な幅員を確保	■	■	■		*
		交差点には、安全に信号待ちができる平坦な溜まり空間を確保	■	■	■		*
		車いす使用者に配慮した横断歩道接続部や歩車道境界部の整備(段差、勾配、切り欠き)	■	■	■		*
		JIS 規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックを整備	■	■	■		*
		横断部手前の視覚障害者誘導用ブロックは警告ブロックに対し直角に接続するなど適正な配置	■	■	■		*
バス停留所	乗降しやすいバス停留所の整備を検討	■	■	■		*	
⑦	普及・啓発	歩行者や自転車利用者への通行ルール・マナーの啓発の促進	継続的に実施 →				
●	維持管理	舗装や路面標示、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、街路樹などの適正な維持管理の実施	継続的に実施 →				
	案内設備・情報のバリアフリー	多様な利用者に配慮した見やすく分かりやすい案内表示の設置	■	■	■		*
備考							
* ■ 実施時期は道路バリアフリー計画策定後に検討。							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期
 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

路外駐車場

- 市営片原駐車場
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
③	障がい者用駐車施設	障がい者用駐車施設を3台以上設置					
	エレベーター	幅、奥行き1.5m以上の箱を整備					
	階段	有効幅1.5m以上の階段を整備					
		二段式の手すりを両側に設置					
	トイレ	車椅子使用者用簡易型便房を設置					
		車椅子使用者用便房に大型ベッド設置					
●	トイレ	点字による案内板の設置					
		男女別等を知らせる音による案内装置					
備考							


- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短 期:令和7年度~令和11年度
中 期:令和12年度~令和16年度
長 期:令和17年度以降の対応を検討
その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

都市公園

○ 風紋広場

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
④	トイレ	バリアフリートイレ内の設備整備(手荷物フック・着替え台・その他【カーテン等])					*
●	情報提供	円滑に利用するために必要となる情報をウェブサイト等を利用し適切に提供。					*
備考							
*  実施時期は公園バリアフリー計画策定後に検討。							


- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 沢井手公園

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
④	トイレ	標識、男子用小便器に手すりの設置					*
		バリアフリートイレの整備(標識・オストメイト設備・便器洗浄ボタン・手荷物置台・その他設備)					*
⑦	情報提供	高齢者障がい者等用施設等の適正利用に関する広報啓発(ポスターの掲示等)					*
●	情報提供	円滑に利用するために必要となる情報をウェブサイト等を利用し適切に提供					*
備考							
*  実施時期は公園バリアフリー計画策定後に検討。							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 久松公園

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
④	園路及び広場	傾斜路の手すり設置・立ち上がり部の整備	■	■	■		*
	トイレ	乳幼児設備・緊急時通報設備	■	■	■		*
		バリアフリートイレへの整備(オストメイト、洗浄機ボタン・大型ベッド等)	■	■	■		*
	水飲み場手洗い場	安全な場所への設置	■	■	■		*
⑦	情報提供	高齢者障がい者等用施設等の適正利用に関する広報啓発(ポスターの掲示等)	■	■	■		*
●	情報提供	円滑に利用するために必要となる情報をウェブサイト等を利用し適切に提供	■	■	■		*
	掲示板・標識	バリア情報、トイレ、管理事務所・駐車場等の主要な公園施設等の標識を設置	■	■	■		*
備考							
* ■ 実施時期は公園バリアフリー計画策定後に検討。							

■ 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)


①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■ 実施時期

短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 西町緑地(わらべ夢ひろば)

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
④	園路および広場	階段・傾斜路の手すりの整備(両側・点字)					*
⑦	情報提供	高齢者障がい者等用施設等の適正利用に関する広報啓発(ポスターの掲示等)					*
●	情報提供	円滑に利用するために必要となる情報をウェブサイト等を利用し適切に提供。					*
備考							
*  実施時期は公園バリアフリー計画策定後に検討。							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期
 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

建築物

ア) 行政機関

- 鳥取県庁第二庁舎
[事業主体]鳥取県

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	階段	両側に手すりを設置					
		段鼻と周囲の明度差等の確保					
⑤	トイレ	適切な照度と、床面、壁面及び出入口戸の明度差の確保					
		男子用小便器の手すり設置					
		ベビーベッドの複数台設置とトイレ出入口での設置案内					
		オストメイト対応水洗器具の複数設置					
⑤	敷地内の通路	傾斜路の手すりの設置					
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
●	案内設備	点字や音等によるエレベーターやトイレ等の配置案内の設置					
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ① 公共交通特定事業 ② 道路特定事業
③ 路外駐車場特定事業 ④ 都市公園特定事業
⑤ 建築物特定事業 ⑥ 交通安全特定事業
⑦ 教育啓発特定事業 ● その他の事業

- 実施時期
- 短期: 令和7年度~令和11年度
中期: 令和12年度~令和16年度
長期: 令和17年度以降の対応を検討
その他: 施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取県庁本庁舎
[事業主体]鳥取県

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	階段	両側に手すりを設置					
	トイレ	聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の設置					
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
●	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期
 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

- 鳥取市役所駅南庁舎
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	階段	両側手すりの整備					
	案内設備	緊急情報表示設備の整備					
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
●	トイレ	2階の多目的トイレにオストメイト対応の標識整備					
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
中期:令和12年度~令和16年度
長期:令和17年度以降の対応を検討
その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取市役所本庁舎
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑦	心のバリアフリー	施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
		職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
●		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期
 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取地方裁判所・鳥取家庭裁判所・鳥取簡易裁判所
[事業主体]鳥取地方裁判所

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	建築物	令和6~9年度に新庁舎建設工事。 バリアフリー設置基準による整備					
⑦	心のバリアフリー	施設利用の周知・啓発	継続的に実施				
		職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
●		筆談ボード、補聴器の設置	継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期
 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取第1地方合同庁舎

[事業主体]中国財務局鳥取財務事務所

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	階段	両側に手すりを設置					
	廊下等	自動開閉等により車いす利用者が通過しやすく、高低差のない扉の設置					
	トイレ	聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の設置					
		ベビーチェアの設置とトイレ扉での設置案内					
		ベビーベッドの複数台設置とトイレ出入口での設置案内					
案内設備	案内所等での聴覚障がい者に緊急情報の内容を伝達することができる回転灯等の設置						
⑦	心のバリアフリー	施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
		職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
●	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短 期:令和7年度~令和11年度
 中 期:令和12年度~令和16年度
 長 期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取地方法務局(鳥取第2 地方合同庁舎)

[事業主体]鳥取地方法務局

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	廊下等	利用居室までの点状ブロックの充実					
⑦	● 心のバリアフリー	施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
		職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期
 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

イ) 郵便局、銀行

○ 鳥取中央郵便局

[事業主体]日本郵便株式会社

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	敷地内の通路	階段(段鼻)の色の明度差の整備				■	
		傾斜路の色の明度差の整備				■	
	駐車場	車いす使用者用駐車場の屋根の整備				■	
⑦	心のバリアフリー	社員研修等による教育啓発	→ 継続的に実施				
●	出入口	玄関外側の音声誘導設備の整備				■	
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	→ 継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短 期:令和7年度~令和11年度
 中 期:令和12年度~令和16年度
 長 期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

4. 特定事業・その他の事業

○ 鳥取銀行本店営業部
[事業主体]株式会社鳥取銀行

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑦	● 心のバリアフリー	新入社員へのユニバーサルデザイン研修の実施	継続的に実施				
		職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
①公共交通特定事業 ②道路特定事業
③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期
短期:令和7年度~令和11年度
中期:令和12年度~令和16年度
長期:令和17年度以降の対応を検討
その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 山陰合同銀行鳥取営業部
[事業主体]株式会社山陰合同銀行

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	敷地内の通路	道路から建築物の出入口(又は音声による案内設備)までの視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の設置経路					
⑦	● 心のバリアフリー	筆談セミナーの継続	継続的に実施				
		本部での新人研修の実施	継続的に実施				
●		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
①公共交通特定事業 ②道路特定事業
③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期
短期:令和7年度~令和11年度
中期:令和12年度~令和16年度
長期:令和17年度以降の対応を検討
その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

4. 特定事業・その他の事業

○ 鳥取信用金庫本店営業部
[事業主体]鳥取信用金庫

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
●	心のバリアフリー	筆談可能の表示・筆談ボードの設置	継続的に実施				
		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
		人的サービスによる対応	継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ⑧その他の事業

■実施時期
 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

ウ) コミュニティ施設等

○ ハローワーク鳥取(鳥取公共職業安定所)
[事業主体]鳥取労働局

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑦	心のバリアフリー	新規採用職員、異動職員のあいサポート研修の参加	継続的に実施				
●	標識	エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に容易に識別できる標識を設置					
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期
 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取市福祉文化会館
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	手洗い器の特定水栓(レバー式、光感知式等)の設置				■	
		操作が容易な大便器洗浄装置(くつべら式、光感知式等)の整備				■	
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	→ 継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	→ 継続的に実施				
●	トイレ	車いす使用者用トイレがあることの建物の出入口付近での案内表示	■				
		ベビーチェア、ベビーベッドが有ることのトイレ出入口への表示	■				
		エレベーター、トイレ等の案内標識の見やすい位置への表示	■				
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	→ 継続的に実施				
備考							

■ 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■ 実施時期
 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取市人権交流プラザ
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	廊下等	視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の整備	■				
	階段	視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の整備	■				
	傾斜路	識別しやすい着色整備	■				
		傾斜路下側の視覚障害者誘導ブロックの整備	■				
	トイレ	1~3階にバリアフリートイレの設置	■				
⑦	心のバリアフリー	施設利用マナー・ルールの周知・啓発	→ 継続的に実施				
		職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	→ 継続的に実施				
●	標識	高齢者や障がい者の見やすい位置にオストメイト等の標識を設置	■				
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	→ 継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期
 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

工) 学校

○ 久松小学校

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	建築物	校舎・体育館等					*
⑦	心のバリアフリー	福祉に関する学習の実施(総合的な学習の時間)	継続的に実施				
		道徳の授業等で福祉教育の実施	継続的に実施				
		様々な特性を持つ児童との交流により心のバリアフリーの理解を深める	継続的に実施				
		国際的な視点の学習	継続的に実施				
		「放課後こども教室」による手話等コミュニケーション手段の学習	継続的に実施				
備考							
* 今後、建物の長寿命化等の大規模改修などの事業が行われる際に、バリアフリー整備についても検討する。							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

短 期:令和7年度~令和11年度
 中 期:令和12年度~令和16年度
 長 期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 醇風小学校

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	建築物	校舎・体育館等					*
⑦	心のバリアフリー	福祉に関する学習の実施(総合的な学習の時間)	継続的に実施 →				
		交流により様々な障がい特性の理解を図り、心のバリアフリーをすすめる	継続的に実施 →				
		手話等のコミュニケーション手段の学習(クラブ活動)	継続的に実施 →				
備考							
* 今後、建物の長寿命化等の大規模改修などの事業が行われる際に、バリアフリー整備についても検討する。							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ① 公共交通特定事業 ② 道路特定事業
 ③ 路外駐車場特定事業 ④ 都市公園特定事業
 ⑤ 建築物特定事業 ⑥ 交通安全特定事業
 ⑦ 教育啓発特定事業 ● その他の事業

■ 実施時期

- 短 期: 令和7年度~令和11年度
 中 期: 令和12年度~令和16年度
 長 期: 令和17年度以降の対応を検討
 その他: 施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 遷喬小学校
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	建築物	校舎・体育館等					*
⑦	心のバリアフリー	福祉教育の充実(総合的な学習の時間等)	継続的に実施 →				
		様々な人(高齢者、障がいのある方等)との関わりを通して、相互に理解を深める学習を充実	継続的に実施 →				
		福祉やバリアフリーに関する図書の充実	継続的に実施 →				
備考							
* 今後、建物の長寿命化等の大規模改修などの事業が行われる際に、バリアフリー整備についても検討する。							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短 期: 令和7年度~令和11年度
 - 中 期: 令和12年度~令和16年度
 - 長 期: 令和17年度以降の対応を検討
 - その他: 施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 日進小学校
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	建築物	校舎・体育館等					*
⑦	心のバリアフリー	福祉に関する学習の実施(総合的な学習の時間)	継続的に実施				
		道徳の授業等で福祉教育の実施	継続的に実施				
		様々な特性を持つ児童との交流により心のバリアフリーの理解を深める	継続的に実施				
		バリアフリー等に関連する学習の実施	継続的に実施				
備考							
*今後、建物の長寿命化等の大規模改修などの事業が行われる際に、バリアフリー整備についても検討する。							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期
 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 明德小学校

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	建築物	校舎・体育館等					*
⑦	心のバリアフリー	福祉に関する学習の実施(総合的な学習の時間)	継続的に実施 →				
		様々な特性を持つ児童との交流により心のバリアフリーの理解を深める	継続的に実施 →				
		高齢者との交流	継続的に実施 →				
備考							
* 今後、建物の長寿命化等の大規模改修などの事業が行われる際に、バリアフリー整備についても検討する。							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
- ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
- ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
- ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
- 中期:令和12年度~令和16年度
- 長期:令和17年度以降の対応を検討
- その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 北中学校
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	建築物	校舎・体育館等					*
⑦	心のバリアフリー	人権・道徳の授業等で福祉教育の実施	継続的に実施				
		教科学習におけるUDへの理解と実践の充実	継続的に実施				
		福祉・バリアフリーに関する図書の実施	継続的に実施				
		高齢者との交流の機会の確保	継続的に実施				
備考							
* 今後、建物の長寿命化等の大規模改修などの事業が行われる際に、バリアフリー整備についても検討する。							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期
 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

オ) 公民館

- 久松地区公民館
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	傾斜路	上端、下端に視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の設置					
	トイレ	聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の整備					
		オストメイト用設備の設置					
		ベビーベッド、ベビーチェアの設置とトイレ出入口での設置の案内表示					
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
●	敷地内の通路	目の細かいグレーチングの設置					
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
中期:令和12年度~令和16年度
長期:令和17年度以降の対応を検討
その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 醇風地区公民館
 [事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の整備					
		オストメイト用設備の設置					
		ベビーベッド、ベビーチェアの設置とトイレ出入口での設置の案内表示					
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施 →				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施 →				
●	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施 →				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 遷喬地区公民館
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	傾斜路	上端、下端に視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の設置				■	
	敷地内の通路	目の細かいグレーチングの設置				■	
	トイレ	聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の整備		■			
		オストメイト用設備の設置		■			
		ベビーベッド、ベビーチェアの設置とトイレ出入口での設置の案内表示		■			
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	→ 継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	→ 継続的に実施				
●	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	→ 継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期
 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 日進地区公民館
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	廊下等	階段に近接する箇所への視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の整備					
	階段	階段の上端、下端に近接する踊場の視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の設置					
	トイレ	車いす使用者用トイレがあることの建物出入口での案内の設置					
		手洗い器の特定水栓(レバー式、光感知式等)の設置					
		聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の整備					
		ベビーベッド、ベビーチェアがあることのトイレ出入口や扉での案内表示					
	敷地内の通路	入口階段の手すりの設置					
		踏面端部(段鼻)の色の明度差の整備					
		道路から建物出入口までの視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の設置					
	⑦ 心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
施設利用マナー・ルールの周知・啓発		継続的に実施					
● 心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施					
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ① 公共交通特定事業 ② 道路特定事業
 - ③ 路外駐車場特定事業 ④ 都市公園特定事業
 - ⑤ 建築物特定事業 ⑥ 交通安全特定事業
 - ⑦ 教育啓発特定事業 ● その他の事業

- 実施時期
- 短期: 令和7年度~令和11年度
 - 中期: 令和12年度~令和16年度
 - 長期: 令和17年度以降の対応を検討
 - その他: 施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 明德地区公民館
 [事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	傾斜路	上端、下端に視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の設置					
	トイレ	聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の整備					
⑦	心のバリアフリー	施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
		職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
●		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

カ) 市民会館等

○ 県立博物館

[事業主体]鳥取県

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑦	心のバリアフリー	接遇等の一層の向上を図るため、全職員が参加する研修会等でのバリアフリー教育の充実	継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
●	標識	主たる出入口における表示の充実					
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							
今後、大規模な改修(リニューアル)を行う際には、バリアフリー整備についても検討。							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短 期:令和7年度~令和11年度
 中 期:令和12年度~令和16年度
 長 期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 県立図書館

[事業主体]鳥取県

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑦	心のバリアフリー	接遇等の一層の向上を図るため、全職員が参加する研修会等でのバリアフリー教育の充実					
		鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会における関係団体等による定期的な協議の実施	継続的に実施				
		コミュニケーション支援ボードの充実	継続的に実施				
●							
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短 期:令和7年度~令和11年度
 - 中 期:令和12年度~令和16年度
 - 長 期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 県民ふれあい会館
[事業主体]鳥取県

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
	トイレ	オストメイト設備・車いす使用者用便房の建築物の主たる出入口への標識設置					
●	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
中期:令和12年度~令和16年度
長期:令和17年度以降の対応を検討
その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ とりぎん文化会館
[事業主体]鳥取県

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	エレベーター及びその乗降ロビー	フリースペース内への昇降機の設置	■				
⑦	心のバリアフリー	関係団体・合同研修会の実施	継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
		筆談具・コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
●							
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
中期:令和12年度~令和16年度
長期:令和17年度以降の対応を検討
その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取市民会館
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	階段	上端・下端の点字ブロックの設置	■				
	傾斜路	上端・下端の点字ブロックの設置	■				
		傾斜路の色の明度差の表示	■				
	トイレ	フラッシュライト等・大型ベッド・(ベビーベッド、オストメイト水栓器具の複数設置)・車いす使用者用簡易型便房の整備				■	
	敷地内の通路	段部分(段鼻の明度差表示・手すり設置)				■	
		傾斜路(勾配整備・傾斜路の明度差表示)				■	
	出入口	玄関戸を自動又は引き戸へ整備する				■	
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	→ 継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	→ 継続的に実施				
●	標識	表示内容をピクトグラムへ統一する	■				
	出入口	玄関の外側に音声誘導設備を設置する				■	
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	→ 継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期
 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取市文化ホール、鳥取市文化センター
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	階段	両側手すりの設置				■	
		段鼻の色の明度差の整備	■				
		階段下端の視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の整備				■	
	トイレ	手洗い器の特定水栓(レバー式、光感知式等)の設置	■				
		聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の整備				■	
		1以上の男子用小便器の手すりの設置	■				
		大型ベッドの設置とトイレ出入口での設置の案内表示				■	
		オストメイト用設備の設置と、建物の出入口付近での設置の案内表示				■	
		ベビーチェアの設置とトイレ出入口での設置の案内表示				■	
	廊下等	授乳、おむつ替え場所の設置と当該出入口での案内表示	■				
	敷地内の通路	滑りやすい路面部の修繕				■	
		傾斜路の色の明度差の整備				■	
		道路と施設の視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の接続	■				
駐車場	車いす使用者用駐車施設の屋根の設置				■		
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
		施設利用マナー・ルール周知・啓発	継続的に実施				
●	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ① 公共交通特定事業 ② 道路特定事業
 - ③ 路外駐車場特定事業 ④ 都市公園特定事業
 - ⑤ 建築物特定事業 ⑥ 交通安全特定事業
 - ⑦ 教育啓発特定事業 ● その他の事業

- 実施時期
- 短期: 令和7年度~令和11年度
 - 中期: 令和12年度~令和16年度
 - 長期: 令和17年度以降の対応を検討
 - その他: 施設改修等にあわせて検討(時期未定)

キ) 病院

○ 渡辺病院

[事業主体]社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	オストメイト専用の流し及び温水が出る混合水栓の設置					
●	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短 期:令和7年度~令和11年度
 中 期:令和12年度~令和16年度
 長 期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 上田病院

[事業主体]医療法人緑会上田病院

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	バリアフリートイレの整備		■			
		聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の設置		■			
	駐車場	車いす利用者用駐車場の整備		■			
	案内設備までの経路	点字ブロックの整備		■			
⑦	心のバリアフリー	職員研修の充実	→ 継続的に実施				
●	標識	バリアフリートイレ等の標識整備		■			
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	→ 継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ① 公共交通特定事業 ② 道路特定事業
 - ③ 路外駐車場特定事業 ④ 都市公園特定事業
 - ⑤ 建築物特定事業 ⑥ 交通安全特定事業
 - ⑦ 教育啓発特定事業 ● その他の事業

■ 実施時期

- 短期: 令和7年度~令和11年度
- 中期: 令和12年度~令和16年度
- 長期: 令和17年度以降の対応を検討
- その他: 施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取赤十字病院

[事業主体]鳥取赤十字病院

事業内容								
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考	
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他		
⑤	階段	外来棟階段の手摺設置、点状ブロックの設置					*	
	傾斜路	2 階 本館の外来棟連絡通路の外来棟側に手摺を設置						
	トイレ	聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の設置					*	
●	心のバリアフリー	玄関・病棟車椅子・ベビーカー・ベビーコット・荷物カート・シャワーチェアの貸出	継続的に実施					
		筆談による対応	継続的に実施					
		多言語による対応(ポケットクの配備)	継続的に実施					
		正面玄関に案内・各種相談、受診に伴う介助、支援等に対応するスタッフを配置	継続的に実施					
備考								
* 建て替え時に実施。								

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短 期:令和7年度~令和11年度
 - 中 期:令和12年度~令和16年度
 - 長 期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取産院

[事業主体]医療法人アスピオス鳥取産院

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	廊下等	階段に近接する箇所への視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の整備		■			
	トイレ	手洗い器に特定水栓(レバー式、光感知式等)を設置		■			
	駐車場	車いす利用者用駐車施設の明確化		■			
	浴室等	円滑に利用できる空間の確保		■			
	エレベーター及びその乗降ロビー	戸の開閉を確認できる鏡の設置		■			
●	心のバリアフリー	コミュニケーションツールの導入	■				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取生協病院

[事業主体]鳥取生協病院

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の設置					
⑦	心のバリア	職員による接遇の実施	継続的に実施				
●	フリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期
 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

ク) 総合福祉施設

- 鳥取市障害者福祉センター(さわやか会館)
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の設置	■				
	敷地内の通路	道路から出入口までの視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の整備	■				
	駐車場	車いす使用者用駐車場の屋根の設置				■	
⑦	心のバリアフリー	利用マナー・ルールの啓発	→ 継続的に実施				
		職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	→ 継続的に実施				
●	案内設備	点字による案内板の整備	■				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
中期:令和12年度~令和16年度
長期:令和17年度以降の対応を検討
その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	階段	階段の点字ブロック整備(上下端、踊場)			■		
	トイレ	聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の整備	■				
		操作が容易な大便器洗浄装置の整備	■				
	駐車場	車いす使用者用駐車ますの塗装	■				
		車いす使用者用駐車施設の屋根の整備			■		
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	→ 継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	→ 継続的に実施				
●	トイレ	オストメイト設備の建物出入口付近への表示	■				
	標識	トイレ等の表示をわかりやすい位置に整備	■				
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	→ 継続的に実施				
備考							

■ 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
- ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
- ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
- ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■ 実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
- 中期:令和12年度~令和16年度
- 長期:令和17年度以降の対応を検討
- その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

ケ) 高齢者福祉施設

- 鳥取市高齢者福祉センター
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	階段	階段の点字ブロック整備(上下端、踊場)			■		
	トイレ	聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の整備	■				
		操作が容易な大便器洗浄装置の整備	■				
	敷地内の通路	玄関前段の手すり整備	■				
		段鼻の色の明度差の表示	■				
		スロープの手すり整備	■				
	浴室等	シャワー室に手すりの設置			■		
	案内設備	案内所までの点字ブロックの接続		■			
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	→ 継続的に実施				
		施設利用マナー・ルール周知・啓発	→ 継続的に実施				
●	トイレ	オストメイト設備の建物出入口付近への表示	■				
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	→ 継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
中期:令和12年度~令和16年度
長期:令和17年度以降の対応を検討
その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

コ) 商業施設

○ 鳥取駅ショッピングプラザ(シャミネ)

[事業主体]JR 西日本山陰開発株式会社

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	建築物	令和7年度以降「駅周辺再整備事業」の計画策定後、施設のリニューアルに併せバリアフリー整備についても検討					
●	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置					*
		視覚障がい者に対する人的サービスの提供	継続的に実施				
備考							
* 各店舗で検討。							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 丸由百貨店

[事業主体]株式会社丸由

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	階段	壁側に手すりを設置			■		
	出入口	主要な出入口での自動ドアの設置			■		
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内サポートなどの充実	→ 継続的に実施				
●	標識	どの入口を利用しても位置がわかりやすいエスカレーター前のL字型案内の設置			■		
	案内設備	多言語標記案内の設置			■		
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	→ 継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短 期:令和7年度~令和11年度
 中 期:令和12年度~令和16年度
 長 期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ イオン鳥取店
 [事業主体]イオンリテール株式会社

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	階段	両側に手すりを設置				■	
		階段に近接する踊場の視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の設置				■	
	トイレ	聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の設置				■	
	敷地内の通路	傾斜路の手すりの設置				■	
		傾斜路の色の明度差の整備				■	
	駐車場	屋根のある車いす使用者用駐車場の設置				■	
	エレベーター及びその乗降ロビー	エレベーター内の手すりの設置(2号機)	■				
		車いす利用者が利用しやすいボタンの設置(2号機かご内及び各階乗降ロビー)	■				
		点字や音声案内によるボタンの設置	■				
		利用者の感知による自動制止装置の設置	■				
戸の開閉を確認できる鏡の設置(2号機)		■					
⑦	心のバリアフリー	研修やeラーニングによるサービスの向上	継続的に実施 →				
●	出入口	玄関外側の音声誘導設備の整備				■	
	心のバリアフリー	案内所での人的サービスの提供	継続的に実施 →				
		広めのレジでの有人対応	継続的に実施 →				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ① 公共交通特定事業 ② 道路特定事業
 - ③ 路外駐車場特定事業 ④ 都市公園特定事業
 - ⑤ 建築物特定事業 ⑥ 交通安全特定事業
 - ⑦ 教育啓発特定事業 ● その他の事業

- 実施時期
- 短期: 令和7年度~令和11年度
 - 中期: 令和12年度~令和16年度
 - 長期: 令和17年度以降の対応を検討
 - その他: 施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ エスマート川端店

[事業主体]株式会社エスマート

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	バリアフリートイレへの改修					
⑦	心のバリアフリー	あいサポート研修の実施	継続的に実施				
●		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
中期:令和12年度~令和16年度
長期:令和17年度以降の対応を検討
その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ エスマート末広店

[事業主体]株式会社エスマート

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	バリアフリートイレへの改修					
⑦	心のバリアフリー	あいサポート研修の実施	継続的に実施				
●		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
中期:令和12年度~令和16年度
長期:令和17年度以降の対応を検討
その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ ザグザグ吉方温泉店
 [事業主体]株式会社ザグザグ

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑦	心のバリアフリー	あいサポート研修の実施	継続的に実施 →				
●		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施 →				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ドラッグストアエース 鳥取おうちだに店
 [事業主体]株式会社あみはま薬局

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	階段	県道323号側の階段(段鼻)の着色による明度差の整備		■			
		県道323号側の階段の上端、下端に近接する踊場の視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の設置		■			
	傾斜路	県道323号側のスロープの着色による明度差の整備		■			
	敷地内の通路	大工町通り側の歩道と店舗出入口までの視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の設置		■			
●	心のバリアフリー	言葉・耳が不自由な方と意思疎通するためのPOPを各レジに用意	継続的に実施 →				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

サ) 宿泊施設

○ 鳥取グリーンホテルモーリス

[事業主体]鳥取グリーンホテルモーリス

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑦	心のバリアフリー	「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を活用した研修の実施と、認定マークの提示	継続的に実施 →				
		スタッフの車いすでの管内利用体験の実施	継続的に実施 →				
		動画研修の実施	継続的に実施 →				
●		人的な補助・ケアの実施	継続的に実施 →				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ グリーンリッチホテル鳥取駅前

[事業主体]グリーンリッチホテル鳥取駅前

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑦	心のバリアフリー	施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
		職員教育の実施及び職員による案内やサポートの充実	継続的に実施				
●		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- | | |
|------------|-----------|
| ①公共交通特定事業 | ②道路特定事業 |
| ③路外駐車場特定事業 | ④都市公園特定事業 |
| ⑤建築物特定事業 | ⑥交通安全特定事業 |
| ⑦教育啓発特定事業 | ●その他の事業 |

■実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
中期:令和12年度~令和16年度
長期:令和17年度以降の対応を検討
その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取シティホテル
[事業主体]鳥取シティホテル

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	手洗い器に特定水栓(レバー式、光感知式等)を一部設置	■				
	ホテル又は旅館の客室	浴室との段差の解消			■		
		浴室内への手すりの設置			■		
	敷地内の通路	別館入口へのスロープの設置		■			
	駐車場	車いす利用者用駐車施設の設置	■				
	出入口	別館入口を自動ドアへ改修		■			
	エレベーター及びその乗降口ビー	戸の開閉を確認できる鏡の設置			■		
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施 →				
		手話勉強会の実施	継続的に実施 →				
●	標識	わかりやすい案内表示の設置	■				
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施 →				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ スーパーホテル鳥取駅北口
 [事業主体]スーパーホテル鳥取駅北口

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	敷地内の通路	道路から施設までの視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の整備		■			
	駐車場	車いす使用者用駐車施設の幅の確保		■			
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートの充実	→ 継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	→ 継続的に実施				
●	トイレ	車いす使用者用トイレ、オストメイト用設備設置について、玄関付近での案内表示		■			
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ ホテルレッシュ鳥取駅前
 [事業主体]ホテルレッシュ鳥取駅前

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	エレベーター及びその乗降ロビー	改修等にあわせて、バリアフリー化の整備					
⑦	心のバリアフリー	「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を活用した研修の実施	継続的に実施 →				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ ホテルニューオータニ鳥取
 [事業主体]ホテルニューオータニ鳥取

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	段差の軽減と2階トイレ前の段差解消			■		
		男子トイレの手すり設置		■			
	エレベーター及びその乗降ロビー	エレベーターボタンに点字シール設置	■				
⑦	心のバリアフリー	社員教育の実施及び社員による案内やサポートなどの充実	→ 継続的に実施				
●	トイレ	車椅子用トイレ前に表示設置(ベッド)	■				
	階段	踊り場に点字シールを貼る(ロビー階、宴会場階、レストラン階)	■				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

4. 特定事業・その他の事業

○ ホテルナショナル(本館・新館)
 [事業主体]ホテルナショナル

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	階段	両側手すりの設置(本館・新館)		■			
		色の明度差整備(本館・新館)			■		
	ホテル又は旅館の客室	車いす使用者客室の整備(本館・新館)				■	
	案内設備までの経路	案内所までの点字ブロックの整備(本館・新館)		■			
⑦	心のバリアフリー	施設利用マナー・ルールの周知・啓発	→ 継続的に実施				
		職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	→ 継続的に実施				
●	標識	標識の整備(本館・新館)		■			
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	→ 継続的に実施				
備考							

■ 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■ 実施時期
 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ ホテル・アルファワン鳥取

[事業主体]ホテル・アルファワン鳥取

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ ホテルモナーク鳥取

[事業主体]ホテルモナーク鳥取

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑦	心のバリアフリー	バリアフリー接遇研修の実施	継続的に実施				
		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取ワシントンホテルプラザ
 [事業主体]鳥取ワシントンホテルプラザ

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	オストメイトへの対応を検討					*
	エレベーター及びその乗降ロビー	かご内及び昇降ロビーに車椅子使用者に配慮した制御装置の設置					*
●	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							
* 施設改修等に合わせて実施。							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 東横イン鳥取駅南口
 [事業主体]東横イン鳥取駅南口

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	オストメイトへの対応を検討					
	敷地内の通路	歩道と敷地内の接続部への視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の設置					
	駐車場	ハートフル駐車場への改修の検討					
●	心のバリアフリー	スタッフのマニュアルによる対応	継続的に実施				
		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ スーパーホテル鳥取駅前
 [事業主体]スーパーホテル鳥取駅前

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	ホテル又は旅館の客室	車いす使用者用客室の整備			■		
	駐車場	車いす使用者用駐車施設の屋根の設置			■		
	案内施設までの経路	市道と敷地内の視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の接続			■		
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	→ 継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	→ 継続的に実施				
●	標識	共同トイレ等の標識のピクトグラム化や見やすい位置や大きさへの整備		■			
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期: 令和7年度~令和11年度
 - 中期: 令和12年度~令和16年度
 - 長期: 令和17年度以降の対応を検討
 - その他: 施設改修等にあわせて検討(時期未定)

シ) 運動施設

- 鳥取産業体育館
[事業主体]鳥取県

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑦	● 心のバリアフリー	あいサポート研修(接遇研修)の実施	継続的に実施				
		案内所(事務所受付)にて、聴覚障がい者や、外国語でのコミュニケーションツールの設置	継続的に実施				
		災害発生時の利用者への声かけ及び避難案内の実施	継続的に実施				
		受付から利用する場所への案内対応	継続的に実施				
		車いす利用者のプール利用時の入水・退水の介助	継続的に実施				
		点字ブロックが無い箇所への施設職員による誘導	継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
中期:令和12年度~令和16年度
長期:令和17年度以降の対応を検討
その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取市教育センター体育館
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	階段	階段の上端、下端に近接する踊場の視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の設置					
	トイレ	手洗い器の特定水栓(レバー式、光感知式等)の設置					
		聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の整備					
		男子用小便器の手すり設置					
		オストメイトの整備					
	敷地内の通路	道路から建物内までの視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の整備					
		通路部分のグレーチングを細目に変更					
⑦	心のバリアフリー	施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
		職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
●	トイレ	出入口付近での車いす使用者用トイレがあることの案内の設置					
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取市武道館
[事業主体]鳥取市

事業内容								
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考	
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他		
⑤	階段	階段の上端、下端、近接する踊場の視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の設置						
	トイレ	手洗い器に特定水栓(レバー式、光感知式等)を設置						
		聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の整備						
		操作が容易な大便器洗浄装置(くつべら式、光感知式等)の整備						
		男子トイレの腰掛便座の整備						
		男子用小便器の手すりの設置						
		オストメイト設備の整備とオストメイト設備があることの玄関での案内表示						
	敷地内の通路	案内所までの視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の整備						
		傾斜路・段への手すり設置						
		階段(段鼻)の色の明度差の整備						
		傾斜路の色の明度差の整備						
	駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置						
	⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
			施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
●	標識	車いす使用者用トイレがあることの玄関での案内表示						
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施					
備考								

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

ス) 観光施設

- まちパル鳥取(鳥取市ふるさと物産館)
[事業主体]まちパル(観光コンベンション協会)

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	廊下等	視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の設置		■			
	傾斜路	色の明度差等の確保		■			
	トイレ	聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の整備		■			
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	→ 継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	→ 継続的に実施				
●	トイレ	トイレ標識の設置	■				
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	→ 継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短 期:令和7年度~令和11年度
中 期:令和12年度~令和16年度
長 期:令和17年度以降の対応を検討
その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 城下町とっとり交流館「高砂屋」

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	階段	両側手すりの整備					
	傾斜路	明度差の整備(色付きマット等)					
	トイレ	手洗い器に特定水栓の整備・フラッシュライト等の整備					
⑦	心のバリアフリー	施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
		職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
●	トイレ	車いす使用者用トイレ(建築物出入口に表示)					
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 宝扇庵

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	傾斜路	撤去可能なスロープの設置					*
	トイレ	手洗い器の特定水栓(レバー式、光感知式等)の設置					*
	敷地内の通路	外回りの通路の幅の確保や視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の整備					*
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							
* 文化財指定物件のため、関係機関との協議を踏まえ事業内容を検討する。							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 仁風閣

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	傾斜路	入口外側のスロープの設置	■				
	トイレ	バリアフリートイレの整備	■				
	敷地内の通路	外回りの通路の視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の整備や凸凹の整備				■	*
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施 →				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施 →				
●		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施 →				
備考							
* 文化財指定物件のため、関係機関との協議を踏まえ事業内容を検討する。							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ わらべ館

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	フラッシュライト等の整備	■				
		オストメイト設備の追加設置	■				
	敷地内の通路	道と敷地内の線状ブロックの接続	■				
	駐車場	車いす使用者用駐車施設の屋根の設置	■				
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施 →				
●		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施 →				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

交通安全

- 交通安全施設
 (鳥取駅・城跡周辺地区)
 [事業主体]鳥取県警察本部、鳥取警察署

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑥	交通安全施設	音響式信号機への改良	—————				*
		経過時間表示付き歩行者信号機への改良	—————				*
		エスコートゾーン設置	—————				*
	広報・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの広報・啓発の推進	—————→				
		違法駐車等の指導・取締り	—————→				
●	維持管理	横断歩道等の道路標識・標示の適切な維持管理の実施	—————→				
備考							
* 各項目の具体の事業内容や実施箇所等は、関係者と協議の上検討する。							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

教育啓発

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑦	職員研修	障がいの特性や障がいのある人に関する理解を促進するための「あいサポーター研修」等の実施	継続的に実施				
		聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを図るための「手話研修」等の実施	継続的に実施				
	情報アクセス・コミュニケーション支援	保健・医療・福祉に関する制度や、福祉サービス等の情報を掲載した「福祉のてびき」音声版の提供や点字広報紙等の充実	継続的に実施				
		障がいのために意思疎通に支障がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を充実、コミュニケーション支援ボードの充実	継続的に実施				
		障がいのある人を含むすべての人が利用しやすい行政情報の電子的提供や音声コード添付の充実	継続的に実施				
	啓発・広報	「障がい者週間」や「鳥取市障がい者福祉週間」の期間中、障がい者団体等との連携による各種啓発・広報活動の充実	継続的に実施				
		障がい者アートをテーマとする「フクシ×アートWEEKS」の開催など、障がいのある人の文化芸術活動の普及啓発の充実	継続的に実施				
	教育、スポーツ等の振興	障がいの有無にかかわらず、様々な心身の特性や考え方を持つ人々とコミュニケーションをとり、望ましい人間関係を構築するための交流及び共同学習の充実	継続的に実施				
		障がいのある人の各種スポーツ大会等の開催を通じて障がい者スポーツの普及を充実	継続的に実施				
	備考						

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

(2) 鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区

公共交通

○ JR鳥取大学前駅

[事業主体]JR西日本株式会社(駅舎:鳥取市)

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
①	鉄軌道駅の改札口	改札口のICカード対応 (令和6年度改修予定)					
	トイレ	誰もが使いやすいバリアフリートイレの改修 (ドア、使用中ランプ、非常用ボタン等)					*
		聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の整備					*
⑦	心のバリアフリー	駅や車両利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施 →				
●	トイレ	入口の男女案内のピクトグラムを大きく分かりやすいものにする					*
	心のバリアフリー	事前連絡で、鳥取駅より職員を派遣することで、案内やサポートなどを充実	継続的に実施 →				
		職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施 →				
備考							
* 大規模な改修等にあわせて実施。(鳥取市都市整備道路課所管)							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ JR湖山駅

[事業主体]JR西日本株式会社

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
①	鉄軌道駅の改札口	改札口の改修 (令和6年度改修予定)					
		IC改札機設置 (令和6年度改修予定)					
⑦	● 心のバリアフリー	駅や車両利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施 →				
職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実		継続的に実施 →					
事前連絡で、鳥取駅より職員を派遣することで、案内やサポートなどを充実		継続的に実施 →					
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

道路

- 県道
(対象路線:鳥取空港布勢線・伏野覚寺線)
[事業主体]鳥取県

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
②	歩道等	平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間の整備	—————				*
		水はけがよく、がたつきが生じにくい舗装の整備	—————				*
		横断歩道接続部等や歩行者動線上には目の細かい水路蓋の設置	—————				*
		歩道の車道に対する高さは十分な高さの確保(セミフラット型への改良)	—————				*
		縁石は、車道等に対する高さが15cm以上を確保	—————				*
		車両乗り入れ部は十分な幅員を確保	—————				*
		交差点には、安全に信号待ちができる平坦な溜まり空間を確保	—————				*
		車椅子使用者に配慮した横断歩道接続部や歩車道境界部の整備(段差、勾配)	—————				*
		連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	—————				*
バス停留所	乗降しやすいバス停留所への改修	—————				*	
案内設備・情報のバリアフリー	多様な利用者に配慮した見やすく分かりやすい案内表示の設置	—————				*	
⑦	普及・啓発	歩行者や自転車利用者への通行ルール・マナーの啓発の促進	—————→				
●	維持管理	舗装や路面標示、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、街路樹などの適切な維持管理の実施	—————→				
備考							
* 各項目の具体的な事業内容や実施箇所等は、関係者と協議の上検討する。							


- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 市道

(対象路線:大学線・大学通り大学駅前線・小学校線・湖山南北1号線・湖山商栄線・湖山幹線・湖山西14号線・湖山賀露線・若草学園線)

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
②	歩道等	平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間の整備の検討					*
		歩道の無い区間における、外側線の整備の検討					*
		水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装の整備の検討					*
		横断歩道接続部等、歩行者動線上に水路蓋などを設置しないよう留意する					*
		マウントアップ型の歩道についてセミフラット型への改良(標準高さ 5cm)					*
		縁石は、車道等に対する高さが 15cm 以上を確保					*
		車両乗り入れ部は十分な幅員を確保					*
		交差点には、安全に信号待ちができる平坦な溜まり空間を確保					*
		車いす使用者に配慮した横断歩道接続部や歩車道境界部の整備(段差、勾配、切り欠き)					*
		JIS 規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックを整備					*
		横断部手前の視覚障害者誘導ブロックは警告ブロックに対し直角に接続するなど適正な配置					*
バス停留所	乗降しやすいバス停留所の整備を検討					*	
案内設備・情報のバリアフリー	多様な利用者に配慮した見やすく分かりやすい案内表示の設置					*	
⑦	普及・啓発	歩行者や自転車利用者への通行ルール・マナーの啓発の促進	継続的に実施				
●	維持管理	舗装や路面標示、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、街路樹などの適正な維持管理の実施	継続的に実施				
備考							
*  実施時期は道路バリアフリー計画策定後に検討。							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業
 - ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業
 - ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業
 - ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業
 - その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

建築物

ア) 学校

○ 湖山小学校

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	建築物	校舎・体育館等					*
⑦	心のバリアフリー	福祉に関する学習の実施(総合的な学習の時間)	継続的に実施 →				
		様々な特性を持つ生徒との交流により心のバリアフリーの理解を深める	継続的に実施 →				
		福祉・バリアフリーに関する図書充実	継続的に実施 →				
		高齢者との交流	継続的に実施 →				
備考							
* 今後、建物の長寿命化等の大規模改修などの事業が行われる際に、バリアフリー整備についても検討する。							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 湖山西小学校
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	建築物	校舎・体育館等					*
⑦	心のバリアフリー	福祉に関する学習の実施(総合的な学習の時間)	継続的に実施				
		本校の特色である異文化交流の機会がある中で、心のバリアフリーの理解を深める	継続的に実施				
		ユニバーサルデザインについての学習の実施	継続的に実施				
備考							
* 今後、建物の長寿命化等の大規模改修などの事業が行われる際に、バリアフリー整備についても検討する。							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
中期:令和12年度~令和16年度
長期:令和17年度以降の対応を検討
その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取大学附属小学校
 [事業主体]鳥取大学附属小学校

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	階段	使用者の安全に配慮した転落防止柵の実施		■			
	傾斜路	主要な通路における視認性に配慮した床材の選定		■			
		手すりの増設など		■			
	トイレ	和式トイレの洋式化		■			
		オストメイト対応設備の設置		■			
⑦	心のバリアフリー	手話や点字、ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する学習の実施	→ 継続的に実施				
		人権参観日の実施による保護者も含めた人権に関する啓発の実施	→ 継続的に実施				
		バリアフリーマップの HP 掲載					*
備考							
* 中期計画における全面改修後、検討。							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 鳥取大学附属中学校

[事業主体]鳥取大学附属中学校

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
	階段	使用者の安全に配慮した転落防止柵の実施		■			
	傾斜路	主要な通路における視認性に配慮した床材の選定		■			
		手すりの増設など		■			
	トイレ	和式トイレの洋式化		■			
		オストメイト対応設備の設置		■			
エレベーター	エレベーターの設置		■				
⑦	心のバリアフリー	バリアフリー等に関する学習の実施	→ 継続的に実施				
		バリアフリーマップのHP掲載					*
備考							
* 中期計画における全面改修後、検討。							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

短 期:令和7年度~令和11年度
 中 期:令和12年度~令和16年度
 長 期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 湖東中学校
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	建築物	校舎・体育館等					*
⑦	心のバリアフリー	総合的な学習の時間や道徳の授業等での福祉教育の実施	継続的に実施				
		特別支援学校の生徒との交流学习や障がいのある生徒との日常的な交流等を通して、バリアフリーの意識を醸成する。	継続的に実施				
		地域イベントにボランティア参加し、高齢者や小さな子どもたちと触れ合うことで、バリアフリーへの理解を深める	継続的に実施				
備考							
* 今後、建物の長寿命化等の大規模改修などの事業が行われる際に、バリアフリー整備についても検討する。(校舎の長寿命化は完了)							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

イ) 保育園・幼稚園

○ 若草学園
[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	—	令和7年度以降建て替え予定のため、バリアフリー設置基準による整備					
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

ウ) 公民館

○ 湖山地区公民館

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の整備		■			
	敷地内の通路	目の細かいグレーチングの設置				■	
⑦	心のバリアフリー	施設利用マナー・ルールの周知・啓発	→ 継続的に実施				
		職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	→ 継続的に実施				
●		コミュニケーション支援ボードの設置	→ 継続的に実施				
備考							

■ 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■ 実施時期

- 短 期:令和7年度~令和11年度
 中 期:令和12年度~令和16年度
 長 期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○湖山西地区公民館(鳥取市国際交流プラザ)

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	多目的トイレ内への火災警報装置(フラッシュライト等)の設置	■				
		多目的トイレ内へのオストメイト用設備、ベビーカーチェアの設置				■	
	敷地内の通路	点字ブロックの配置修正	■				
⑦	心のバリアフリー	職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
		施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
●	標識	出入口付近のオストメイト用設備標識設置				■	
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

工) 病院

○ 尾崎病院

[事業主体]尾崎病院

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
●	心のバリアフリー	必要に応じた対応体制の実施	継続的に実施 →				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短 期:令和7年度~令和11年度
 中 期:令和12年度~令和16年度
 長 期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

オ) 商業施設

○ サンマート湖山店

[事業主体]株式会社サンマート

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の設置	■				
	駐車場	車いす利用者用駐車場の区画線の引き直し、着色による明確化	■				
⑦	心のバリアフリー	あいサポート研修の実施	→ 継続的に実施				
		外部講師による UD アドバイザー養成講習の実施	→ 継続的に実施				
●	トイレ	ベビーチェア、ベビーベッドがあることのトイレ出入口での表示	■				
	心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボード・筆談具の設置	→ 継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
 ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期
 短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ マルイ湖山店

[事業主体]株式会社サンインマルイ

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	オストメイト対応設備の設置					
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
中期:令和12年度~令和16年度
長期:令和17年度以降の対応を検討
その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ エスマート湖山店

[事業主体]株式会社エスマート

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	駐車場	視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の設置					
⑦	心のバリアフリー	あいサポート研修の実施	継続的に実施				
●		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

- 短期:令和7年度~令和11年度
中期:令和12年度~令和16年度
長期:令和17年度以降の対応を検討
その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

カ) 運動施設

○ 湖山体育館

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑤	トイレ	手洗い器の特定水栓(レバー式、光感知式等)の設置					
		床面壁面及び出入口戸の明度差の確保					
		聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の整備					
		男子トイレの腰掛便座の整備					
		男子用小便器の手すり設置					
		ベビーチェアの設置とトイレ出入口での設置案内					
	敷地内の通路	傾斜路・段への手すり設置					
		階段(段鼻)の色の明度差の整備					
		傾斜路の色の明度差の整備					
⑦	心のバリアフリー	施設利用のマナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施 →				
●	案内設備	施設の配置がわかる案内板等の整備					
	トイレ	建築物の出入口付近での車いす利用者用トイレがあることの案内の設置					
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期: 令和7年度~令和11年度
 - 中期: 令和12年度~令和16年度
 - 長期: 令和17年度以降の対応を検討
 - その他: 施設改修等にあわせて検討(時期未定)

○ 湖山西体育館
[事業主体]鳥取市

事業内容						
特定事業等	項目	事業内容	実施時期			
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他
⑤	トイレ	手洗い器の特定水栓(レバー式、光感知式等)の設置				■
		床面壁面及び出入口戸の明度差の確保				■
		聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)の整備				■
		男子トイレの腰掛便座の整備				■
		男子用小便器の手すり設置				■
		ベビーチェアの設置とトイレ出入口での設置案内				■
	敷地内の通路	正面段部分の段鼻の着色による明度差の確保				■
		駐車場側の通路部分のグレーチングを細目タイプに整備				■
	出入口	玄関の戸を自動ドア又は引き戸へ整備				■
⑦	心のバリアフリー	施設利用のマナー・ルールの周知・啓発	→ 継続的に実施			
●	トイレ	建築物の出入口付近での車いす利用者用トイレがあることの案内表示	■			
	標識	トイレの標識整備	■			
	案内設備	エレベーターやトイレ、駐車施設等の配置がわかる案内板等の整備	■			
	出入口	玄関外側へ音声誘導装置の整備				■
	駐車場	車いす利用者用駐車場の区画線の引き直しによる明確化		■		
備考						

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ① 公共交通特定事業 ② 道路特定事業
 - ③ 路外駐車場特定事業 ④ 都市公園特定事業
 - ⑤ 建築物特定事業 ⑥ 交通安全特定事業
 - ⑦ 教育啓発特定事業 ● その他の事業

- 実施時期
- 短 期: 令和7年度~令和11年度
 - 中 期: 令和12年度~令和16年度
 - 長 期: 令和17年度以降の対応を検討
 - その他: 施設改修等にあわせて検討(時期未定)

交通安全

- 交通安全施設
 (鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区)
 [事業主体]鳥取県警察本部、鳥取警察署

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑥	交通安全施設	音響式信号機への改良					*
		経過時間表示付き歩行者信号機への改良					*
		エスコートゾーン設置					*
	広報・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの広報・啓発の推進					
		違法駐車等の指導・取締り					
●	維持管理	横断歩道等の道路標識・標示の適切な維持管理の実施					
備考							
* 各項目の具体的な事業内容や実施箇所等は、関係者と協議の上検討する。							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

教育啓発

[事業主体]鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
⑦	職員研修	障がいの特性や障がいのある人に関する理解を促進するための「あいサポーター研修」等の実施	継続的に実施				
		聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを図るための「手話研修」等の実施	継続的に実施				
	情報アクセス・コミュニケーション支援	保健・医療・福祉に関する制度や、福祉サービス等の情報を掲載した「福祉のてびき」音声版の提供や点字広報紙等の充実	継続的に実施				
		障がいのために意思疎通に支障がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を充実、コミュニケーション支援ボードの充実	継続的に実施				
		障がいのある人を含むすべての人が利用しやすい行政情報の電子的提供や音声コード添付の充実	継続的に実施				
	啓発・広報	「障がい者週間」や「鳥取市障がい者福祉週間」の期間中、障がい者団体等との連携による各種啓発・広報活動の充実	継続的に実施				
		障がい者アートをテーマとする「フクシ×アートWEEKS」の開催など、障がいのある人の文化芸術活動の普及啓発の充実	継続的に実施				
	教育、スポーツ等の振興	障がいの有無にかかわらず、様々な心身の特性や考え方を持つ人々とコミュニケーションをとり、望ましい人間関係を構築するための交流及び共同学習の充実	継続的に実施				
		障がいのある人の各種スポーツ大会等の開催を通じて障がい者スポーツの普及を充実	継続的に実施				
	備考						

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)

5. 基本構想の推進に向けた取り組み

基本構想作成後は、特定事業計画作成や事業実施までの期間にわたる継続的な進行管理と、その進行管理を踏まえながら基本構想を事後評価するとともに、必要に応じた見直しを実施する「PDCA」の取組が必要です。

基本構想での特定事業計画が終了した後であっても、状況に応じて維持・改善していく「段階的・継続的な取組（スパイラルアップ）」が重要であり、必要に応じて基本構想を見直します。

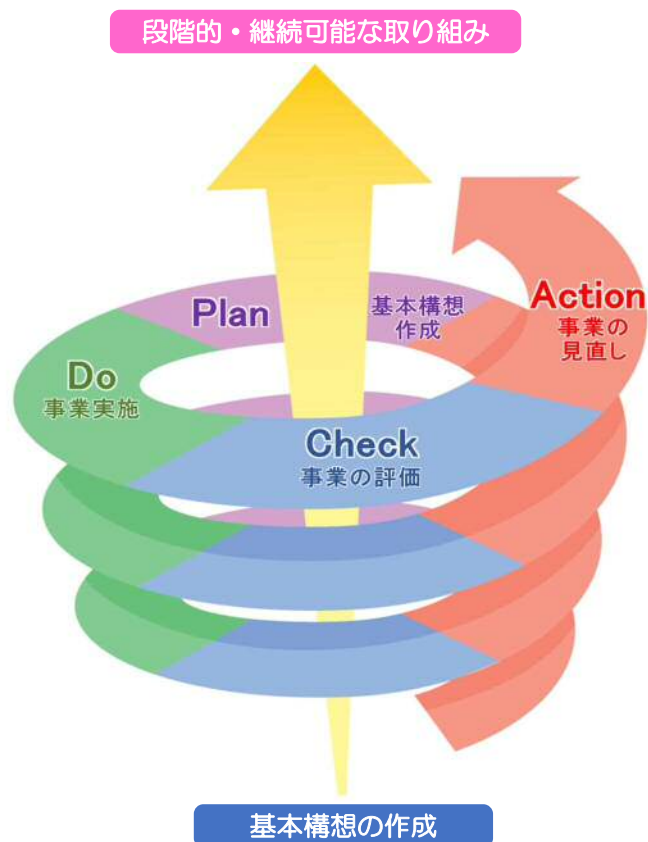


図 5.1 段階的・継続的な取り組みのイメージ

(1) 進行管理体制

鳥取市マスタープラン・本基本構想策定時に設置した「鳥取市移動等円滑化協議会」を、進捗管理を担う組織として位置づけます。

特定事業計画で策定されたスケジュールと実際の進捗状況を把握し、整備促進のための管理を行います。そのため、各種特定事業の関係者に対して年間の事業進捗の報告をお願いしています。

また、新たなバリアフリーの課題についても、継続的に協議会の場で確認します。

(2) 住民参加

様々な課題を整理し、バリアフリー化の方針を示した基本構想の実現に向けて、行政のみならず市民・高齢者・障がい者各種団体、事業者などとの連携や協力体制を構築します。

また、将来にわたり誰もが暮らしやすいまちづくりをしていくため、子育て世代や学生など若い世代の意見を聞く機会を設け、様々な視点からのバリアフリー化を進めていきます。

(3) 事後評価

特定事業等の実施により利便性が向上したかを評価するとともに、新たなニーズと課題の確認を行います。

実施事業の評価結果及びニーズを収集するため、協議会での評価に加え、必要に応じ高齢者・障がい者・子育て中の方へヒアリング調査等を実施します。

評価結果を踏まえて、次期計画の見直し方針を検討します。

事後評価は計画の短期、中期の最終年に行う予定とし、以後も計画期間に合わせて、継続的に評価及び計画の見直しを行います。

6. 用語集

索引	用語	解説
あ行	アクセシビリティ	国籍、性別、年齢、障がいの有無等に関係なくすべての人が機器やサービスを円滑に利用できること。
	移動等円滑化 (バリアフリー化)	高齢者や障がい者等の身体への負担の軽減を図るため、移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。
	移動等円滑化促進地区	鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や、高齢者や障がい者等が利用する施設が集まった地区であり、面的・一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区のこと。
	移動等円滑化促進方針 (バリアフリーマスタープラン)	市町村が、移動等円滑化促進地区における、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの。バリアフリーについての考え方を広く共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想の作成に繋げていくことをねらいとする。
	エスコートゾーン	道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるため、横断歩道上に設置される視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列(点字ブロックなど)のこと
	オストメイト	病気や事故等により、お腹に排泄のための「ストーマ(人工肛門・人工膀胱)」を造設した人のこと。オストメイト対応トイレとは、「ストーマ」を洗浄するためのシャワー等が設置されているトイレのこと。
か行	交通結節点	駅前広場やバスターミナル等、各種交通機関(鉄道・バス・タクシー等)が相互に乗り換えを行う施設のこと。都市機能の誘導・集積を促進させ、都市部の中心的な拠点地区を形成する機能も併せ持つ。
	交通バリアフリー法 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」	高齢者や身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性を向上するために、旅客施設及び車両について、バリアフリー化を義務付けた法律のこと。
	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
	コミュニケーション支援ボード	障がいや日本語が分からない等により、話し言葉によるコミュニケーションが困難な人と、絵や文字を用いて自分の意思を指して伝え合うボードのこと。

索引	用語	解説
さ行	視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）	視覚障がい者を安全に誘導するため、足裏の触感覚で認識できるよう、地面や床面に敷設される突起が表面についているブロックのこと。
	情報バリアフリー	高齢者や障がい者を含むすべての人に情報通信が利用できる環境を整えること。
	スパイラルアップ	マスタープラン(Plan)策定後のバリアフリー化の実施(Do)を受け、その結果を評価(Check)し、必要に応じて見直す(Action)といったPDCAサイクルにより、現状に即した計画となるように継続的に改善を行う考え方のこと。
	生活関連経路	生活関連施設を相互に結ぶ道路、駅前広場、建築物等における敷地内通路などのバリアフリー化を図るべき施設のこと。
	生活関連施設	高齢者や障がい者等が日常生活や社会生活の中で利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、商業施設等のことであり、バリアフリー化を図るべき施設のこと。
た行	とっとりUD施設普及推進プログラム	建築物のUD（ユニバーサルデザイン）整備を計画、設計、整備、普及の4ステップで支援し、すべての人に使いやすいUD建築物の普及を促進するために鳥取県が創設したもの。
な行	ノーマライゼーション	年齢や障がいの有無等に関係なく、すべての人が生活や権利を保障され、かつ特別視されることなく、平等に扱われなければならないという考え方のこと。
は行	ハートビル法 「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」	不特定多数の人が利用し、あるいは、主として高齢者や障がい者等が利用する建築物においてバリアフリー化を義務付けた法律のこと。
	ハートフル駐車場	鳥取県と協定を結んだ施設が設ける専用駐車スペースのこと。専用利用証を交付された高齢や障がい等で歩行が困難な人、あるいは、けがや出産前後で一時的に歩行が困難な人等の車が専用駐車場を利用できる。
	パブリックコメント	市の基本的な政策や計画を定める前に、その案を広く市民に公表し、寄せられた意見等について検討し、政策などに反映していくこと。

索引	用語	解説
は行	バリアフリー基本構想	市町村が、移動等円滑化促進地区のうち、具体的な事業を素進める地区を重点整備地区に位置づけ、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成する構想のこと。
	バリアフリー新法 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」	ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充し、路外駐車場や都市公園もバリアフリー化の追加対象として義務付けた法律のこと。ハード面に加え、ソフト面の施策の充実も図られた。
	バリアフリートイレ	車いすで利用できる広さや手すり等の設置に加え、オストメイト対応の設備やおむつ替えシート、ベビーチェア等を備え、高齢者や内部障がい者、乳幼児連れ等の多様な人が利用できるトイレのこと。
	ピクトグラム	一般的に「絵文字」等と呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）のこと。国籍に関わらず、直感的に内容を伝えることができる。
	福祉タクシー	歩行が困難な高齢者や身体障がい者が車いす利用のまま乗ることができるリフト付きタクシーのこと。
ま行	マウントアップ	歩道面を縁石と同じ高さに配置し、車道面より高くする構造のこと。
や行	ユニバーサルデザイン	国籍、性別、年齢、障がいの有無等に関係なくすべての人が利用しやすいデザインとする考え方のこと。
	UDタクシー (ユニバーサルデザイン タクシー)	高齢者や車いす使用者、ベビーカー利用の乳幼児連れ、妊娠中の人等、すべての人が利用しやすいタクシーのこと。特長は、①車内空間が広いこと、②乗降口到手摺りやステップがあること、③車いすのまま乗れるようスロープが付いていること等。
ら行	路外駐車場	不特定多数の人が利用でき、道路の路面外に設置される自動車の駐車用施設のこと。「時間貸し駐車場」以外にも、商業施設や病院等の駐車場が該当する。